

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録（４）			
日 時	平成 25 年 10 月 2 日（水）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 3 0 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	濱本委員長、秋元副委員長、成田・川畑・高橋・酒井・山口 ・新谷・山田各委員		
説 明 員	水道局長、総務・財政・生活環境・医療保険・福祉・建設 ・病院局経営管理各部長、保健所参事、保健所長、 監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、山口委員、新谷委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。千葉委員が高橋委員に、安齋委員が成田委員に、小貫委員が新谷委員に、林下委員が山口委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、厚生・建設両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

---

○高橋委員

◎廃棄物最終処分場について

それでは、最終処分場についてお聞きをしたいと思います。

決算説明書172ページにありますが、廃棄物最終処分場維持管理経費という内容です。まず、この項目の中で委託料の含まれているものを示してください。

○（生活環境）管理課長

この中で委託料が含まれているものにつきましては施設維持補修費、処理薬剤費、施設維持管理業務委託料及び管理経費でございます。それと、旧廃棄物処理場関係では施設維持補修費及び管理経費でございます。

○高橋委員

いや、親切でいいのですが、旧は後でお話ししますので。それで、ただいま委託料の含まれているものを示していただきましたので、表面に出ているのはこの3行目の施設維持管理業務委託料、これがそのまま載っていますが、ほかの3点は内訳の中に入っているということで了解します。

この4項目について、業務委託内容、それから業務委託料の平成24年度と20年度の比較、これをお願いしたいと思います。まず、一つ一つ確認していきますので、一番上の施設維持補修費からお願いします。

○（生活環境）管理課長

施設維持補修費における委託料でございますが、平成24年度は897万7,500円に対しまして、20年度につきましては401万1,000円でございます。

○高橋委員

業務委託内容を簡単に説明してください。

○（生活環境）管理課長

主に浸出水処理施設機器点検業務、漏水検知装置機器点検業務及び浸出水処理施設汚泥脱水機点検整備業務でございます。

○高橋委員

今の数字でいくと、平成24年度は2倍以上になっているわけですが、この内容についてお知らせください。

○（生活環境）清水主幹

平成24年度におきまして、20年度より約500万円ほど増額になっておりますが、これにつきましては脱水機の分解整備を24年度にやっております。その費用が約500万円ということで、その分が増加になっております。

○高橋委員

次に、施設維持管理業務委託料、これはそのものですが、これも業務内容と、それから平成24年度、20年度の決

算額の比較をお願いします。

○（生活環境）清水主幹

業務内容につきましては埋立地の埋立業務、計量業務、それと浸出水処理施設の管理業務などとなっております。決算額は、平成24年度におきまして4,820万6,550円、20年度は4,936万2,600円となっております。

○高橋委員

次に、処理薬剤費、それからもう一つ、これも一緒に管理経費、同じ質問です。業務委託内容と24年度、20年度の比較。

○（生活環境）清水主幹

まず、処理薬剤費における委託料ですが、これは浸出水処理施設における活性炭の交換業務でございます。決算額は、平成24年度におきましては546万円、20年度につきましては543万9,000円となっております。

次に、管理経費でございますが、これにつきましては水質検査ですとか浸出水処理施設の整備業務、あと電気保安協会への警備業務ですとか、機械警備の費用となっております。決算額は、24年度においては442万1,183円、20年度におきましては545万1,894円となっております。

○高橋委員

それと、これは全体で聞きますが、この中で契約方法、入札、随意契約があると思いますが、50万円以上の契約方法のそれぞれの件数を示していただきたいと思います。

○（生活環境）管理課長

平成24年度の委託におきまして、50万円以上の委託が8件ございました。そのうち指名競争入札で行ったのが4件、随意契約で行ったのが4件ございました。

○高橋委員

それで、この50万円以上という数字なのですが、小樽市契約規則を確認しますと、第4章第13条にこの50万円というのがあるのですが、そういう意味でいいのでしょうか。不思議だったのは、同条第1号の工事又は製造の請負の場合、130万円という数字があるものですから、この50万円と130万円の考え方、これを確認したいと思います。

○（生活環境）清水主幹

委託業務につきましては一応50万円以上ということで、工事請負につきましては少額工事ということで130万円以下ということで承知しております。

○高橋委員

それで、3番目の先ほど説明していただいた施設維持管理業務委託料、この2,200万何がしというのは、これは契約金額でいいのでしょうか。

○（生活環境）管理課長

桃内の廃棄物最終処分場につきましては、現在、一般廃棄物と産業廃棄物が入っておりますので、経費につきましても、一般会計で負担している分、それと特別会計で負担している分がございますので、先ほど申し上げた平成24年度の委託料につきましては、一般会計の委託料と特別会計の委託料を合算したものでございます。

○高橋委員

いや、そうではなくて、委託契約を結んだ委託金額、契約金額、これはこの出ている数字でいいのかなのかということです。

○（生活環境）清水主幹

この決算額については請負額ということでございます。

○高橋委員

この業務委託料ですが、これについては入札ですか、それとも随意契約ですか。

○（生活環境）清水主幹

これについては処分場開設当時に一度入札を行っておりますが、その後は随意契約で処理しております。

○高橋委員

随意契約でずっと来ている理由、これを示してください。

○（生活環境）清水主幹

これにつきましては、平成12年度開設当時に一度指名競争入札を行っております。請負業者は樽栄環境整備株式会社ということで、樽栄と言わせていただきますが、その後、この業者が数年にわたり業務を継続することによって、処分場という特殊性から、地下に埋められている漏水検知システムの運用、埋立地における遮水シートの保護のための埋立手順の確立、浸出水処理施設における水質の管理、埋立地における埋立場所の選定、管理用通路の築造等の維持・管理に必要なノウハウをある程度の年数蓄積することが必要と考えており、当面、随意契約を実施したものであります。

その後、17年度に、家庭ごみの有料化に伴い、廃棄物の受入れに変化が生じております。さらに19年度から、北しりべし廃棄物処理広域連合において、焼却施設、リサイクルプラザの施設の稼働により、廃棄物の質や受入れの流れ等に変化が生じたことにより、その都度樽栄と随意契約を行ってきたところであります。

さらに、22年度以降においては、1期の埋立地から2期の埋立地へ埋立処分場を拡幅したこともありまして、埋立手順や拡張された遮水設備の運転、遮水シートの保護など、これまで培ってきた現場管理能力が必要だと判断し、当該施設の埋立業務に精通している樽栄と随意契約を継続してきたものでございます。

○高橋委員

詳しい説明ありがとうございます。それで、先ほど話しました小樽市契約規則を確認しますと、予定価格、第14条ですが、これを確認しますと、随意契約の方法により契約を締結しようとするときには、予定価格を定めなければならないというふうになっております。また、見積書も徴しなければならないということになっておりますが、この辺はいかがですか。

○（生活環境）清水主幹

予定価格につきましては、当時というか、生活環境部で積算した予定価格に基づいて決定しております。その後、随意契約をした段階で、それに合わせるような形で見積書の提出をさせております。

○高橋委員

契約の前に見積書でしょう。契約の後ではないですね。

○（生活環境）清水主幹

契約の前でございます。

○高橋委員

それで、供用開始してからもう14年になるのでしょうか。先ほど理由をいろいろお話ししておりましたが、私はその特殊性においてはある程度理解はしていますが、果たして違う業者ではできないのかということも、やはり加味しなければならないのかなというふうに思っているところです。

そういうことを考えれば、最初に入札をして、今まで14年間ずっと随意契約というのは少し不自然ではないのかというふうに思うのですが、この点いかがですか。

○（生活環境）清水主幹

委員のおっしゃるとおり、一度入札してからもう14年がたっておりますので、小樽市といたしましても、処分場のごみの量だとか、質もそろそろ安定してきておりますので、ある程度一定の埋立管理というか、そういうのも方向性が見えてきておりますので、来年度以降、随契ではなくて、入札がどういった方法がいいのかも含めて、今検討している最中でございます。

○高橋委員

来年度入札するということでのいいのですか。

○(生活環境) 清水主幹

入札に向けて、今検討している最中でございます。

○高橋委員

では、来年度は入札しないかもしれないということですか。

○(生活環境) 清水主幹

あくまで検討ですので、今は何ともお答えはできないのですが、基本的には入札に向けてという方向では今進んでおります。

○高橋委員

わかりました。そうしたら、これは違うときに議論したいと思います。

もう一点確認したいのは、この委託料、今議論している、4,800万円の算定根拠、どのように算出されてきているのか示してください。

○(生活環境) 清水主幹

算定方法につきましては、処分場の稼働日数に合わせて、必要最低限の人数を配置しております。その人数掛ける稼働日数ということで計算をしております。機械についても同じような方法で計算をしております。

○高橋委員

一般論でいけば、建設部などは、積算根拠として歩掛だとか道単だとか建設物価だとか、いわゆる公的に認められているものを使うわけですが、生活環境部の場合にはそういうものは全然使っていないということでしょうか。

○(生活環境) 清水主幹

建設工事と違いまして、処分場の管理は日々人員を張りつけておかないとできないものですから、そういった歩掛等は特に使っていないで、単価等は建設部の単価を使っていますが、そういう積算については日数管理といいですか、そういうもので積算しております。

○高橋委員

14年経過しているわけですから、例えば生活環境部として建設部がよく使っているような独自の歩掛というもの、データをそろえればできないことではないかなというふうに私は思っているのですが、そのような考えはないですか。

○(生活環境) 清水主幹

今、積算している内容につきましては、処分場の維持・管理上の埋立管理以外にも、計量業務ですとか覆土用の土砂の埋立地への運搬ですとか、堰堤の築造、あと浸出水処理施設の維持・管理、処理汚泥の運搬、水質検査、管理道路の維持・管理ですとか、地域周辺の環境整備として草刈り、清掃、あわせて丸山登山道周辺のごみ拾い等いろいろ行っているものですから、なかなか建設部でやっているような積算は難しいかと考えてございます。

○高橋委員

私は違う考え方なのですよ。毎年違うことをやっているのだったらわかりますが、似たような内容をやっているわけですね。増減はあっても、中身についてはデータとしてとれるのではないかと思うのですがいかがですか。

○(生活環境) 清水主幹

確かにごみの埋立てだけでいえば、そういうことも可能なかもしれませんが、先ほど述べさせてもらったように、いろいろな附帯作業と言ったらあれですが、業務が重なっておりますので、なかなかそれと埋立てだけを分けるというのは少し困難なのかなという気がしております。

○高橋委員

例えば年間のデータベースでいけば、草刈りでもいいです、水質管理でもいいです、年間何人、何日、そういう数字は出るのではないですか。それで特殊性を除けば、数字としてデータとして上げられるのではないかと思います、いかがですか。

○（生活環境）清水主幹

今、処分場全体では、監督員も含めて 5 名で作業を行っているわけですが、その 5 名が埋立てだけをやっていくとかというわけでもなくて、いろいろな業務をオーバーラップしながらやっていますので、なかなかこれに何時間、あれに何時間と分けるのが難しいのかなというふうに考えてございます。

○高橋委員

わかりました。では、これはまた別な機会に議論しましょう。

次に、旧廃棄物処理場の経費です。これについてはここに載っていますが、847万3,832円ということになっています。これは平成20年度と比較してどのようになっていますか。

○（生活環境）清水主幹

平成24年度の決算額におきましては、今、委員がおっしゃったとおり、847万3,832円でございます。20年度決算におきましては、844万1,791円でございます。

○高橋委員

ほとんど変わっていないということですね。この伍助沢の処分場の埋立てが終わって、これは何年たてばこの水処理というのは終わるのでしょうか。

○（生活環境）清水主幹

伍助沢に限りませんが、ごみの埋立てが終わった後も排出基準というのがございまして、その基準を満足するまではずっと処理を続けていかなければなりませんので、まだ数年はかかるのかというふうに考えております。

○高橋委員

伍助沢の埋立てが終了して今何年なのか、あとどのぐらいのめどでこの水質処理は終わるのか、考えているところがあれば示してください。

○（生活環境）清水主幹

伍助沢の処分場につきましては、平成12年に埋立てを終了してございますので、今25年ですので、約14年経過しております。今、考えておりますのは、処分場の埋立てが終了してからもう十何年もたっておりまして、結構地盤沈下等もございまして、その関係で、今、最終覆土を北海道開発局から土をいただいてする予定でございまして、それが終わって、一、二年様子を見て水質に異常がなければ、終了届を出したいと。終了届を出してから2年間経過措置がございまして、その後異常がなければ廃止ということになってございます。

○高橋委員

そうすると、2年ないし3年以内には終了できると、この経費もかからなくていいということですか。

○（生活環境）清水主幹

水質が安定すればということが前提なのですが、覆土をすることによって水質に異常がなければ、終了に2年、廃止に2年、五、六年先ぐらいには、うまくいけば廃止ができるというふうには考えてございます。

○高橋委員

次に、下にありますが、次期廃棄物最終処分場検討業務委託料というのが136万7,274円というふうになっております。以前にも質問しましたが、非常に大事な点なので再度確認をさせていただきます。この業務委託の目的と内容についてお知らせください。

○（生活環境）清水主幹

昨年度実施しました次期廃棄物最終処分場検討業務の内容でございますが、平成23年度にボーリング調査を実施しております。地質データを基に、現処分場の上流域が一番候補地として有力だということで、その部分に処分場ができるかどうかということの検討をしてございます。

○高橋委員

それで、もう少し詳しく知りたいのですが、具体的にこの検討の業務というのは、どういう内容を何をもって判断して成果品として出されているのか、この辺をもう少し詳しく説明してください。

○（生活環境）清水主幹

検討項目といたしましては、現状把握及び資料収集、概算排出の検討、概算事業費の算出、被覆型処分場の検討ということになっております。具体的には、基本的に既存のボーリングデータが4か所分しかございませんので、それに基づいて土質が玉石等が多くて地下水位が高いという結果が出ていますので、そういう土質条件の下に処分場ができるかどうかということを検討して、絵姿というのですか、配置関係の検討をしてございます。

○高橋委員

この検討資料では、結論として、次期処分場の土地については可なのか不可なのか、それとも違う方法論もあったのか、その辺も示してください。

○（生活環境）清水主幹

既存データが限られていますので、今後はさらなる調査が必要かと考えておりますが、基本的にはこの位置で建設が可能ということで考えてございます。

○高橋委員

それで、昨年の定例会で質問したときの答弁で、次期処分場の地質調査の結果では地盤支持力が比較的弱いと、先ほど報告がありましたが、それと地下水位も高いということで、埋立処分場としては条件は悪いということですね。平成24年度中に技術的にカバーできる方法を検討していくということでしたが、これについては24年度どういう検討をされたのか示してください。

○（生活環境）清水主幹

少し委員と認識が違うかもしれませんが、ボーリングデータが既存の4本しかございませんので、それらの詳細については今後さらなる調査検討が必要になるということで、それ以上についてはいいとも悪いとも言えないのです。その技術的な課題というのは、たぶんこの次期処分場検討業務の際に、現処分場でのかさ上げということを新たに検討項目として増やしています。そのかさ上げの際に、技術的な課題についてということは今検討している最中なので、そのことだと思うのですが、要は次期処分場については、昨年度やった以上の検討については、今のところそれ以上進んでいないということでございます。

○高橋委員

では、市長の答弁が違うということですね、内容からいうと、今のお話ですとそうなりますよ、この答弁書を見ると。いや、いいです。では、これはまた長くなってしまうと困るので、後でやりましょう。

先ほど出ましたが、既設のいわゆるかさ上げと言われている、今入れているところにさらに載せてというお話でしたが、現状を示してほしいのですが、絵がないのでうまく説明できないのですが、例えば断面で見るとこういう斜めの傾斜ですね。ここにこういうふうに段々に埋めていると。このももとの地盤、シートが敷いてある地盤からこの高さというのは、一番深いところと浅いところとどのぐらいになりますか。

○（生活環境）清水主幹

浅いところは覚えていないのですが、一番深いところで約28メートルございます。

○高橋委員

私も不勉強なのですが、今言った28メートルという深さは、普通の地盤であれば盛土になるわけですが、それだけ盛ると、地盤的には年数が相当たたないと強度的には問題があるのかなと思います。建設部に聞きますけれども、一般論としてそれだけの盛土をした場合にどうですか、見解を伺いたいのですが。一般論で結構です。

○建設部浅沼次長

盛土の場合ですが、本当に一般論で言いますと、30年程度たてば盛土した土も地山程度にはなるというふうには言われております。十数年ぐらいということであれば、まだそこまでは至っていないのかなというような気はいたします。

○高橋委員

私の認識も同じなのですが、その上に構造物とか建物を建てるわけではないので、安全上どうのというのはないかと思うのですが、ただ、その上にさらに載せるとなると、少し問題があるのかなというふうには思っているのですが、この載せる位置、それはどの辺だというふうに今検討しておりますか。

○（生活環境）清水主幹

今、かさ上げを検討している場所でございますが、ちょうど2期の上というのですか、ちょうど1期は、先ほど委員が言ったように段々になっているのですが、2期については、ほとんどある程度の高さまで盛り上げた後、一定の高さで現況まですりつけるような格好になってございますので、その平らな部分に段々にしていくというようなイメージでございます。そこで言うと、一番深いところで今8メートルぐらいですので、うまくいけば15メートルぐらい、そこに盛れるのかなというふうに考えございますので、23メートルということで、1期の28メートルよりは浅いものですから、そういう面に関しては特に問題ないのかなと、そういうことを今検討している最中でございます。

○高橋委員

先ほどの意味がわかりました。それで、図面がなくして議論するのは非常にお互いに苦勞するのですが、私が先ほど示したこういう傾斜の2期はまだ平ら、なだらかということなのですね。ここが少ないから、さらに盛れるということなのですね。

○（生活環境）清水主幹

そうでございます。

○高橋委員

この1期の下のほうの深いところの上には載せないということなのですか。

○（生活環境）清水主幹

載せません。

○高橋委員

大丈夫ですか。

○（生活環境）清水主幹

1期のほうにつきましては、もう既にある程度形状を形づくっておりますので、そこにさらにということは今のところ考えてございません。あくまで2期の上ということで、今検討している最中でございます。

○高橋委員

この検討業務委託、これが終わってそれからの課題、ここで言われている課題とはどういう点がありますか。

○（生活環境）清水主幹

次期処分場につきましては、やはり既存のデータから土質条件と地下水位が高いということなので、これをどう克服していくかというのが大きな課題でございますが、今回の検討業務におきましては、それなりに工夫をすれば

何とかできるのではないかという程度で今のところおさまってございます。

あと一方、延命化につきましては、先ほど委員がおっしゃったように、盛土を高くすることによって、ごみの層が滑らないですとか、中に埋めてある管が潰れないですとか、シートが劣化しないですとか、もろもろの検討をしなければならないということで、今それらの検討を行っている最中でございます。

#### ○高橋委員

それで、ここで予算特別委員会の宿題に入るのですが、予算特別委員会の議論を思い出してほしいのですが、埋立量の話です。再度確認しますが、平成16年7月、いわゆる換算係数が東京都のものとはほぼ一致できるのだという、そういう前提の下で出した数字、これ容量ですね。測量した容量とそんなに変わらないわけですが、23年度、これも実測して出ている数字ですが、まずはその推計値と、それから一般廃棄物と産業廃棄物の土砂を合計した、いわゆる実測した値と、それぞれどういうふうになっていたか、再確認したいと思います。

#### ○（生活環境）清水主幹

平成23年度におきまして測量調査をしてございます。そのときの実測値ですが、一般廃棄物については41万2,400トン、産業廃棄物につきましては7万7,300トン、土砂などが39万4,900トンということで、合計88万4,600トンということになっております。それに対しまして換算係数による容量でございますが、一般廃棄物につきましては51万4,000立方メートル、産業廃棄物につきましては7万7,000立方メートル、土砂などにおきましては24万7,000立方メートルということで、83万8,000立方メートルということになっております。あと、そのときに実測した容量は70万2,000立方メートルということになってございます。

#### ○高橋委員

その推計値と実測値の差の容量と、それから率について確認したいと思います。

#### ○（生活環境）清水主幹

換算による容量が83万8,000立方メートル、実測による容量が70万2,000立方メートルということですので、16パーセントほど差がございました。

#### ○高橋委員

予算特別委員会のときにできなかったのですが、要は平成16年度の前提としていた換算係数の数値と実測値と、2回目は合わなくなってきているわけですね。これについての要因、理由というのはどういうふうに考えておりますか。

#### ○（生活環境）清水主幹

調査結果と推定値の違いの理由でございますが、幾つかの要素が相乗的に働いたというふうに考えてはございますが、主なものといたしましては、平成17年度から家庭ごみの有料化や資源化の推進により、ごみの減量が想定以上に進んだということ、あと広域連合から排出される残渣が計画値より少なくなっていること、また、当処分場は一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物、あわせ産廃と呼んでございますが、その受入れ量についても最近減少傾向にありますので、そういうものがもろもろ重なってだんだんずれてきたのかなというふうに考えております。

#### ○高橋委員

私も同じような認識ですが、やはりごみ質の変化によって係数が変わってきたのかなというのは、同じ認識です。

それで、あのときも話をしましたが、プラス要素に働いて、延命化に向かっているということでした。今の1期、2期で、現状で平成24年度の残容量として、計画ではあと何年だったのか、実際に測量したら何年延命できるのかというのを示していただきたいと思います。

#### ○（生活環境）清水主幹

現処分場の残容量でございますが、計画では27年度までということになっております。ただ、実際に残容量調査

をしてはかった段階では、31年度までもつというふうに推計されております。

○高橋委員

4年延びたということなのですね。それで、先ほどの議論に戻りますが、このままいくとさらに延命できそうだという事と、それから1期、2期の2期目のほうにかさ上げして入れるというふうになると、新しいところはつくらなくても、さらに延命できるのかなというふうに思うのですが、それについての検討は、推計でもいいのですが、出しておりますか。

○(生活環境) 清水主幹

かさ上げによる延命の推計につきましては今やっている最中なので、少し誤差が生じますが、順調にいけばあと七、八年ですので、平成40年前後ぐらいまでは延びるのかなというふうに考えてございます。

○高橋委員

かさ上げをした場合ということですね。わかりました。

それで、例えば次期埋立処分場をつくるとしたら、どのぐらいの経費がかかると想定しておりますか。

○(生活環境) 清水主幹

全く新しい処分場をつくるようになりますと、本市において1期、2期の処分場を既につくってございますので、その規模から推計しますと約55億円ぐらいというふうに考えてございます。

○高橋委員

財政部に伺いますが、この次期処分場についてあまり決算特別委員会で質問するのも何なのですが、次の話になってしまうので、ただ、財政シミュレーションの中で、次期処分場というのは新しい建設は検討されているのかいらないのか、その見解を伺いたいと思います。

○(財政) 柴田主幹

本年の3月に示しました中期財政収支見通しの中で、新たな最終処分場の建設については、今回の見通しでは平成29年度までということでしたので、見込んでいない状況です。

○高橋委員

では、財政部的にはできるだけ延命してくれという、そういうことですね。わかりました。

議論を戻しますが、清掃事業概要から現在の埋立ての状況というのがわかるわけですが、わからないのは覆土の使用量です。大変増減があるわけですが、平成20年度から24年度の直近5年間の覆土の使用量、これを示してください。

○(生活環境) 清水主幹

平成20年度の覆土量につきましては1万115トン、21年度につきましては4万2,380トン、22年度につきましては1万7,314トン、23年度におきましては3万136トン、24年度におきましては3万153トンということになってございます。

○高橋委員

平成20年度と24年度を比較すると3倍になるわけですね。21年度と24年度を比較すると、逆に0.7倍になるのか。非常にばらつきがあるということで、毎年の覆土の使用量、ただ単に覆土をしているだけではなくて、ほかのことをやられているのだらうというふうに思いますが、この内容を示してください。

○(生活環境) 清水主幹

この覆土の利用目的でございますが、日々のごみの即日覆土というのと、あと堰堤ですとか、そういうところに使うのがございます。平成21年度、23年度、24年度につきましては、この堰堤に使っている土砂が大量に入ったということで多くなってございます。

○高橋委員

この覆土はどのようなふうに調達をしておりますか。

○（生活環境）清水主幹

本来、廃棄土砂につきましては、産業廃棄物最終処分場で有料で処理をしているのですが、桃内の廃棄物最終処分場につきましては覆土ということで、維持・管理上必要な土砂ということで、無料で各地方自治体に声をおかけして、受入れを行っております。

○高橋委員

それと、今までの議論の中で、廃棄物というのは終わってからも非常にお金がかかるというのが実感です。そういう中で延命措置をしていくわけですから、影響が大きいわけですが、これまでのごみ量のデータを比較して、今後の対策を考えなければならないかと思うのですが、ごみをできるだけ減らすことによって、逆に言うと延命化になるという、そういう理屈になるかと思うのですが、今までずっと右肩下がりになっているのかなというふうには私は認識しているのですが、今後のごみの減量化の対策について確認したいと思います。

○（生活環境）清水主幹

ごみの減量化につきましては、これまでどおり、さらなるごみを減らしてくださいというような広報が大事だとは考えております。あわせまして、当処分場は、先ほども言いましたが、あわせ産廃ということも受入れを行っておりますが、これにつきましても極力事業者で処理していただけるような形でいけば、さらなる減量につながるのかなというふうには考えてございます。

○高橋委員

最後になりますが、先ほど議論しました委託料の考え方ですが、私はやはり見えやすいようにしていただきたいとか、誰が見てもわかるようにしていただきたいというふうに思っていましたので、この決算説明書の表記の仕方、例えば私がわかりやすくなればいいなと思っているのですが、水処理費ということで大枠をくくって、この各項目から抜いて内訳にするとか、それから委託業務についてはこれから抜き出すとか、何がしかの方法がないと、これだけ見ても全然わからないわけです。

平成22年度から、産廃とあわせてやらないと数字が以前と比較できないという状況になったというのは、この前初めて知りました。そういうことを考えると、この決算説明書の表し方をもう少し工夫していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○生活環境部次長

決算説明書の表記の関係でございますが、今までこういう形でやってきたので継続性もありますので、財政部と協議した上で、どういう方法が適切なものかということは考えていきたいと思っています。

○高橋委員

財政部と十分協議していただいて、反映できるものは反映してほしいのですが、恐らくそんなに大きくは変わらないだろうというふうに思っていますので、逆に生活環境部としては、いつでも資料として、数字として、データとして出していただけるように要望したいと思います。いかがでしょうか。

○生活環境部次長

委員がおっしゃるように、先ほど申しましたように継続性があるものですから、大幅には変わらないと思いますので、部として、委員がおっしゃったような資料がすぐ出せるような形での整理はしておきたいと思っています。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

## ○山口委員

### ◎市内の公園の維持・管理について

市内の公園の維持・管理について、何点か質問をさせていただきたいと思います。

質問の趣旨は、以前も一度取り上げさせていただいたように、公園はいろいろあるのですが、特に歴史景観区域内の、あと重要眺望地点等、公園のありさまが、予算づけがちゃんとされていないこと、人員も確保できていないという理由だと思いますけれども、財政が大変厳しい中、そこだけにお金は突っ込めないということもあるかもしれませんが、観光都市小樽としては恥ずかしい現状ではないかというふうに思うわけです。

そういう中で建設部の担当の方々、部長をはじめ課長もみずから、我々も一緒になってやらせていただいておりますが、できる範囲のことは市民との協働で、ひこばえをとったり、一定のできる範囲の維持・管理はやっているような現状ですが、本来からいえば、例えば草刈りとか、ほとんどもう手がつけられておりませんので、特に手をかけてプロがやらなくてはいけない部分もあります。そこがまずなかなか手がかけられていないところもありますので、何とかそういうところにお金をつけていただいて、やっていただきたいということは要望してあったのですが、今回の決算でも、現状を見てもそうですが、何ら変化がないということで寂しい限りだと思っております。

改めてお聞きいたしますが、重要眺望地点とか歴史景観地区だけではなくて、市内の公園の維持・管理の現状についてどのようにおやりになっているのかについて、具体的にお聞きをしたいと思うのです。公園の種類は街区公園と近隣公園、地区公園、総合公園と、こういうふうに分けられているというふうにはお聞きをしておりますが、街区公園については児童公園ですね。これについては公園愛護会、我々の町会も愛護会で受けておまして、三つの公園を管理させていただいておりますが、草刈りとか、公園を利用される方がごみのある意味では捨てていかれる方もいらっしゃいますので、そういうものを掃除をするというようなことは愛護会でやっているわけですね。たまに周りの草が伸びたからというので、機械を使って草刈り機で刈るのは、なかなか愛護会の会員の方では危険も伴いますし、無理ということで、市にお願いをして、刈っていただきたいということで、刈っていただくというようなことになっていると思います。

問題は、いわゆる地区公園とか大きい公園、総合公園と言われるようなもの、これは重要な公園です。これについてどういうふうに管理をやっているのか。決算説明書を見ますと、維持管理経費で6,677万1,841円となっておりますね。実際に人工でおやりになっているのは臨時雇用者賃金というものです。1,255万2,780円でやっていますが、人工でやっているのはこの部分ですね。これは直営とおっしゃっていますが、どういう雇い方をされて、どういう作業に従事をしていただいているのですか。その辺のところを示してください。

### ○（建設）公園緑地課長

直営班の説明でございますが、現在、職員の監督員が2人おまして、臨時作業員として9人雇用しております。それで、雇用期間ですが、4月の連休の前から12月の初めまでということで、やっている内容は主に草刈り、あるいは木の剪定、それから苦情があったときの街路樹の剪定だとか、そういったこと。それと、公園愛護会等で草刈りをやっていただいて、その後の回収、あるいは愛護会でできなかった、例えばのり面とか、なかなか難しいところの草刈りをやっております。そのほか、直営班の中にはもともと大工や職人が何人かおまして、例えばトイレのどこか目隠しの戸が壊れましたといったときには、材料を買って直してもらおうとか、木の塀を直してもらおうとか、そういったような対応をしております。

## ○山口委員

例えば、計画的に公園の草刈りを何月と何月にここの公園についてはやるのだというような、そういうふうにその部隊でおやりになってはいないの。

### ○（建設）公園緑地課長

計画的にその部隊でやっているのは小樽公園が主なものです。そのほか、小樽公園は大きいものですから、業者

にも委託をしております。

#### ○山口委員

人工が足りているのかどうかわかりませんが、9人で、公園の数は私は聞いていませんでしたが、全体で街区公園は幾つ、近隣公園は幾つ、地区公園は何と何で幾つ、総合公園は何と何で幾つあると示してください。

#### ○（建設）公園緑地課長

公園ですが、現在93の公園がございまして、街区公園は71、近隣11、地区公園は6か所、それと総合公園が3か所となっています。

#### ○山口委員

先ほど私が指摘をした、小樽公園は若干管理されているように思いますが、それでも遊歩道に枝が垂れ下がってきていたり、そういうのがありますね。それは当然市民から苦情が行きますから、その都度対応されていると思いますが、手宮公園にしても平磯公園にしても、例えば草刈りなどはされた形跡がないですよ。それから、例えば先ほど剪定とおっしゃいましたが、剪定がされた形跡もない。ひこばえなんか、我々が切りに行ったじゃないですか。手宮公園もそうですよ。管理されているところというのは、よく見れば、なえぼ公園ですね。それから、手宮緑化公園、いわゆる柵の向こう側です。あそこは非常に管理されています。しかし、一番面積の広い部分の入り口のあの手宮公園、あそこのところはもうほぼ管理されていないと言ってもいいと思います。

何でなのかという、基本的にはやはり人工が足りないと思います。それから、いわゆる街路樹の剪定などにも、これ当然業者が入りますが、この部分も決算書に載っていますが、最低限ですね。植樹ますなども含めて全然管理がされていないです。全部やったら大変だと思いますが、私がずっと主張しているのは、少なくとも重要眺望地点にある手宮公園とか平磯公園、それから小樽公園も大事ですが、その管理はきちんとされるべきではないかと。

もう一つは、駅前中央通もそうですね。北海道から市に管理が移ってからは、植え込みのところも含めて、ごみなどはあまりないように思いますが、ほとんど管理されていない。これは市だけではなくですよ。道道についても言えると思いますが、緑に対する配慮が、やはり市の姿勢として基本計画をお立てになっているいろいろなことを書かれています。お金がないからというせいもあります。やりたくてもできないのか。やる気がないとは言いません。そこのところは、私は担当部署は一生懸命やっていたらと思う。けれども、どの部署もみんなカットされていますから、人員もカットされているし、予算もカットされて、財政事情が厳しいからそうってしまったわけですが、やはり一定程度張りつけて、最低限ここはやってほしいという部分は要望されて、財政当局も含めて検討していただきたいというふうに思うのです。定期的に、例えば草刈り一つでもやれるような体制を組める予算組みをしていただきたいと思うのです。

もう一つ、今、旧国鉄手宮線の整備をやっていますね。これの緑化した部分については、やはりこの部分でやるということになりますね。市民との協働で、山野草の会とかで管理もしていただいている部分もあります。市民の方々にも参加をしていただいて、一緒に管理しましょうという計画にもなっておりますが、やはり市が責任を持って緑の管理をやる必要がありますよ、当然。あくまで市民は補助的な役割ですから。そうすると、例えば今年整備された分の維持管理費も出てくるわけです。当然これはこの予算の中ではできませんから、不用額が580万円ぐらいい出ていますが、やはり財政当局は、その辺の部分も含めてきちんと体制を組めるように手当をしていただきたい。それからまた、担当部局も財政部にそういうことをぜひお願いをしていただきたいと思うのです。

先ほど中央通の話もしましたが、海につながる小樽の顔なわけです。私は街路樹についてもずっと文句を言いましたが、植えられたものについてはなかなか取替えができないのかなと思います。メタセコイアではまずいのではないかとずっと思っていますが、ナナカマドぐらいに替えられないのかというのはあるのです。冬の観光もありますから、葉っぱが落ちて、何か枯れたような木になってしまうというような木を植えているわけですから。ちゃんと赤い実がなって、それこそ旭川市の鳥になっていますキレンジャクなんか来てついでにむような姿を、駅におり

たら見られると。それで、冬の日本海が見られるというような、そういういわゆる魅力づくりのためにも、樹木の選定をちゃんとしておかなければいけなかったのですが、できていなかったのかなというふうに思うのです。それはちょっと余談ですが、街路樹がそのような状態ですから、街路樹のますの部分も含めて、春先にはちゃんと花で飾られていたり、それが普通ではないですか。そういう観光客の迎え方をしたいと思うのですが、なかなかそれがやはりお金がない寂しさですか、できていないというのがあるのです。そこも含めてきちんとどこまでやれるのか、また、どこまで最低限やらないといけないのかという市の姿勢です。そこをきちんと議論をしていただいて、予算的にも担保していただき、人間的にも担保していただくことはぜひ必要ではないかというふうに私は思うわけです。

その辺について、基本計画はできていますが、実施計画になっているわけではないわけですが、その辺について一度しっかり検討をいただきたいと思いますが、どなたになるのでしょうか。財政当局にお聞きしても、要望が来たら何とか考えましようと言っていたらいいのかどうか分かりませんが。確実に、だから、ある意味では公園部分は旧国鉄手宮線であと2年かけて全部やるわけですね。結構な面積です。緑化の面積もあります。増えていくわけです。そここのところも含めて、あと、先ほど申し上げた既存の重要眺望地点、それから歴史景観区域の、例えば色内通りでもそうですよ。植樹ますなんて、ひどい状態ですよ。あとは街路樹の選定のありようもいろいろありますね。そこまでは言いませんが、最低限観光客を迎えるところについては、景観の配慮というのは緑も入っているわけですから、緑についてしっかりと対応を考えていただきたいと要望をしておきますが、その点についてどなたかお答えをいただければと思います。

#### ○建設部長

ただいま委員から御指摘のありました公園の維持・管理ということでございますが、公園に限らず、建設部で見ても道路もあります、橋もあります、いろいろな施設、建設物も持っている中で、施設の維持・管理というのは非常に重要な問題ということもう認識しております。一方で、委員も述べられておりますが、財政的には非常に厳しい状況にありまして、今すぐ好転するというのもなかなか考えづらいという状況にあると考えております。

今後とも、先ほど委員も言うておられました、とにかく市民の皆さんの協力をいただきながら、計画的に、効率的に、そして施設の管理に、財源も含めて考えていきたいと思っていますので、よろしく御理解をお願いします。

#### ○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

---

#### ○成田委員

##### ◎高速道路の跨道橋の点検状況について

高速道路の跨道橋の点検状況についてお伺いします。

まずは、本市において、高速道路にかかる橋については何か所存在して、そのうち市の管理する橋梁の数というのは幾つか、お答えいただけますか。

#### ○（建設）建設事業課長

小樽市内における高速道路上にかかる橋の数につきましては10橋でございまして、また、この10橋につきましては全て本市で管理しているという状況でございます。

#### ○成田委員

その中で平成24年度の道路橋りょう維持費において、高速道路にかかる橋の点検や補修に使われた費用というのは存在するののかというところについてお聞かせ願えますか。

#### ○（建設）建設事業課長

平成24年度におきましては、委託等による点検などについては実施しておりませんので、特段費用というのは生

じておりません。

**○成田委員**

なぜこれを聞きたかったかというと、先日の報道の中で会計検査院が、全国の 6 高速道路株式会社内の跨道橋 4,484 本のうち、およそ 26 パーセントが建設後一度も点検していないというような問題があるというふうに報道がありました。そんな中で、本市においては、管理する跨道橋の中で建設後一度も点検していないような橋があるのか、若しくは点検についてどのような方法で行われているのかをお聞かせ願えますか。

**○（建設）建設事業課長**

跨道橋の点検の状況につきましてですが、コンサルタント業者への委託による点検というのは平成 21 年度に実施してございます。また、それ以降につきましては、他の道路パトロールと一体にはなるのですが、直営によって日常的な現状確認というのを行ってございます。

**○成田委員**

今の話を解釈すると、持っている 10 個のうち、平成 21 年度にチェックを行って、今のところ点検が未点検のままになって放置されているというのはないという認識でよろしいでしょうか。

**○（建設）建設事業課長**

委員のおっしゃるとおりでございます。

**○成田委員**

全国で 7 割近いところが未点検のままというところで、本市がしっかり点検されていたというのは非常にありがたいというふうに思います。引き続き予算の関係もあると思うので、毎年という話にはならないと思うのですが、定期的な点検をぜひお願いしたいと思います。

**◎公園の遊具の維持・管理について**

続いて、私も公園費について少し話をお伺いしたいと思います。平成 24 年度の公園費において、公園の遊具にかかわる費用というのは幾らだったか、設置にかかわる費用と維持管理費用、それぞれにおいてお聞かせ願えますか。

**○（建設）公園緑地課長**

平成 24 年度の遊具ですが、新設や更新はございませんでした。それで、これは毎年なのですが、春先に市内一斉に点検を委託いたします。これでは約 31 万 5,000 円。それと、その後工事を発注しまして、それらの補修工事ということで 315 万円を使っております。

**○成田委員**

遊具にかかわる維持管理費用というのは春先の 31 万 5,000 円しか使われていなくて、年度の途中、いわゆる春先以外、夏や秋といったところでは、維持・管理の点検というは行われていないということでしょうか。

**○（建設）公園緑地課長**

遊具の点検につきましては、外注で、それだけを大体連休明けぐらいにやるのですが、遊具を冬に外したり、ブランコなどは外しますが、そういったものの設置を、先ほどの山口委員の言いました直営班が設置します。そのときに点検しながら設置すると。それとあとは、日常的なパトロールの中で点検はしますが、あと公園愛護会の皆さんからの通報、そういったもので対応しているところでございます。

**○成田委員**

直営の部分でも管理しているということで、その話はいったん置いておいて、もう少し深く掘り下げてお伺いしたいと思います。

公園における遊具の設置後、たぶん公園を建てたときに遊具を設置するパターンがほとんどだと思うのですが、それについて、経過している平均年数というのは何年ぐらいたっているか、お聞かせ願えますか。

○（建設）公園緑地課長

単純に平均というふうにはできないのですが、ほとんどの公園が開設後そのままの状態のものが多いものですから、おおむね20年から30年ぐらいというふうを考えてございます。

○成田委員

本市において、また、公園に遊具を設置した後に大幅に更新したとか、取り替えたとか、そういったような事例というのがあれば、それは幾つあるのかもあわせてお聞かせ願えますか。

○（建設）公園緑地課長

大規模な遊具というのは実際何百万円、場合によっては1,000万円近くする、そういう複合遊具については、一度設置するとなかなか更新ができないものですから、これは質問にないのですが、今年度から国の補助で都市公園安全・安心事業費ということで、順次補助事業で対応していく予定となっております。

それで、以前、平成23年度に、朝里川公園で地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業というのが補正予算でついた経緯がございます。このときに、朝里川公園の木製遊具だったのですが、それを更新したという経緯がございます。大規模な更新というのはそれ1か所だけでございます。

○成田委員

それで、子育てをしている中で、特に保護者が本市に抱えている大きな不満は大体三つなのです。一つは教育、一つは保育を含めた幼児期、乳児期の仕組み・制度、そしてもう一つが実は公園なのです。非常に公園に関しては、市内の保護者が遊びに行くときに市内の公園に行かないパターンが出てきているのです。どこへ行くのですかと聞くと、石狩にいい公園があると。小さな子供が遊べる水遊びのできる公園がある。札幌にある。北広島にあると。そういったところで、若い保護者がみんな遊ぶために、市内ではなくてわざわざ市外に行ってしまうわけです。

これ何が起きるかという、最終的に、では家を建てよう、家を買おうとしたときに、小樽で買わなくなってしまふのです。手稲のほうにしようとか、石狩にしようとか、特に札幌に勤務地があって仕事についていらっしゃる方こそ、どうしてもそういう傾向になるというところで、公園に関しては、かなり議論が置き去りにされてきたのではないかとこのように思うのです。開設後20年から30年、たぶん私もほぼ同じ予測をしています。ほぼ25年から30年ぐらいだと。なぜなら、私が子供のころから遊具のパターンが全く変わっていないのです。20年、30年、小樽では遊具を使っていると。その一方で、札幌とほかの石狩、札幌だけに限らず近隣の都市は、もう少し遊具に対しては工夫しているというような状況があるわけですね。こういうところを少しでも変えていかないと、若い人はどんどん流出してしまいます。

それで、時代に合った遊具への更新というのが考えられるのですが、本市においては古くからある遊具を大切にしていこうという方針でやっているのか、それとも今後はどういう形で公園の遊具に関しては整備するとか維持・管理するとか、そういう方針を持っておられるのか、方向性をお聞かせ願えますか。

○（建設）公園緑地課長

委員がおっしゃるとおりでいろいろ耳の痛いところなのですが、遊具はもう二、三十年たっていますから、基本的に大事にといっても限界があると感じております。それで、今回、先ほど申しましたが、今度、都市公園安全・安心事業ということで、主に遊具の更新を年次計画を立てて順次やっていきます。

それで、特に自然に木のぬくもりみたいなイメージで、一時大きなアスレチックの木製遊具があちこちにできたのですが、それは正直言って、今考えるとかなり失敗だったかと。というのは、維持管理費がない中で、しかも10年ぐらい過ぎると、大体ささくれが出てきて非常に危ないものですから、今、更新する際には木製のそういう大型遊具を撤去して、それで鋼材や合成樹脂がついた見た目もきれいなものがございますので、そういったものを、子供が喜びそうな、メルヘンチックなことも考えながら、設置していきたいというふうに思っております。

### ○成田委員

時代としてはそういう時代かなど。木製の遊具で遊べればそれが一番いいかもしれないですが、当然ながら維持管理費用がかかることを考えれば、その時代や状況に合った、遊具というのがあると思うので、それはやっていただきたいと思うとともに、やはり大きな公園だけではなくて小さな公園、それこそ学校が終わった後の子供たちが集うような、それぞれの地区の公園というのがあるはずなので、そういった公園の遊具を一つ一つ見直していただきたいというのが一つあります。もちろん車で行ける公園というのもありかもしれないですが、やはり日々遊ぶ公園というのは、子供はみんな自分の家の近くの公園に行くのが普通だと思うので、ぜひお願いしたいと思います。

それで、非常に今回こういう話をするきっかけになった点で気になった点が、公園で破損している遊具というのが多々見受けられるのです。若しくは非常に危ない状況の遊具というところで今回目についたのが、これは望洋台 1 丁目のこおろぎ公園にある腰ぐらいまでの雲梯です。いわゆるぶら下がっていくもの、腰ぐらいまでのものなのですが、そこの遊具が破損していたと。破損している遊具を、当然ながらこれは危ないですよと囲ったり、何らかの対応をしなければならぬものが、黄色の立入禁止のビニールテープでぐるぐる二、三回巻いているだけの状況で放置されていると。これが 7 月の段階です。正直壊れている遊具のところにテープをぐるぐる巻きにただけでそのまま放置しているというのは、常識的には考えられないと。小学生ぐらいになれば、立入禁止とか危ないですよとか、そういうテープにある文字を読めるかもしれないですが、では小さな子供がそういう遊具に行ったとき、それを判断できるのかと。この維持管理費をきちんと予算としてつけて、さらに不用額が出ていながら、こういうような形で維持・管理が平成 24 年度からなされてきたのかと。その辺についてどのようにお考えか、まず見解をお聞かせ願えますか。

### ○（建設）公園緑地課長

最初に、不用額が出ているということなのですが、それはほとんどが旧国鉄手宮線の用地買収の絡みでして、維持・管理の不用額というのは、本当に 1 万円とか 1 万 5,000 円とか、そういうレベルで使いきっているということなので、まずそれを前段で申し上げます。

それと、先ほど委員からこおろぎ公園の写真を見せられて、本当にどきっとして、実は一回見たことがあるのです。それは春に一斉点検のときに市内の公園のそういうチェックをして、その写真で見ているものですから、当然直っているかなと思っていたのですが、実はそれについては、その後、修繕費 315 万円で発注していますが、その中でこの雲梯を直すのに、実はもう改修しようがないと、それを撤去して新たなものをつけるということで、大体 100 万円ぐらいかかるということだったのです。それで、この 315 万円の中にはちょっと含めないで、あと予算を使っていく中で寄せ集めて、かき集めて、それで発注しようということで、少し時間がかかってしまったということで、いずれにしてもこういう危険な状態を放置してあったということで、もう本当に反省の至りでございますので、まことに申しわけなかったと申してございます。

それで、大至急撤去して、たぶん予算集めには間に合わないと思いますので、来年度の設置になりますが、それにかわるものを考えていきたいと。まずは大至急撤去させていただきます。大変申しわけなかったです。

### ○成田委員

壊れるのは、物ですから当然何らかの理由で、大雪なのか何なのか、壊れる理由はあると思うので、壊れてしまうことはやむを得ないとは思いますが、ただ、壊れた後が大事で、その後に、気づいていながらそういうような状況に放置しておくというのは、非常にどうしても不可解だと。せめて柵をつくるのか、若しくは板で挟んで囲んでしまうのか、特に子供の接する場所ですから、そこについてはしっかりやっていただきたいというふうに思います。

それだけではなくて、私の周りの公園でも、花園グリーンロードの公園の遊具のある滑り台の上の部分、ねじがもう緩んでいて、柵の土台のところから 1 センチメートルくらい浮いてしまっている状態です。そういうような遊具があって、非常に古い滑り台なので、木も何かほとんど割れかけていて危険だというふうには思っているの

すが、日々の点検状況が少し甘いのではないかとということが非常に気になった点です。

先ほども、山口委員が、人員が足りないのではないかと、予算が足りないのではないかと。もちろんそういう心配もしていますが、やはりふだんから使う公園のところ、もう少しこの点検や、特に子供の使う部分に関しては、子供は自分で言えないわけですから、そういうところはせめてしっかりやっていただきたいと。壊れたものは壊れたで、翌年になるか、何年も置いておくのはちょっと忍びないですが、まず危険に触れないような形だけの措置を最優先でやっていただくというところだけ最後お願いして、その答弁だけいただいて、ここの部分を終わりたいと思います。

#### ○（建設）公園緑地課長

御指摘については、厳粛に受け止めて対応したいと思います。特に今回のこおろぎ公園は予算がある、ないの問題ではなかったの、撤去はできましたので、それについては十分反省して対応してまいりたいと考えております。

#### ○成田委員

維持・管理ばかりにお金を使って新たなものをつくらないというのだったら、もう新しいものをつくったほうがいいのではないかとというようなところも言いたかったのですが、今後のこともありますので、ぜひ耐用年数等、今言われたようにこれ以上修理ができないものもあると思うので、適切な更新を図ってもらいたいと思います。

#### ◎要支援者の介護保険利用状況について

最後に、要支援者の介護保険利用状況についてお伺いしたいと思います。後からたぶん共産党もやるみたいなので、少し私は違った視点でお話を伺おうと思うのですが、平成24年度の介護給付費において、要支援1、2の利用者分の金額ベースというのは幾らか、お聞かせ願えますか。

#### ○（医療保険）介護保険課長

平成24年度の要支援1、2の給付費の金額でございますが、要支援1が約2億2,620万円、要支援2が約3億9,450万円、要支援の合計で約6億2,000万円で、全体の給付費の約5.2パーセントに当たるということでございます。

#### ○成田委員

全体の給付費からすると5.2パーセントという数字ですが、金額に直すと6億2,000万円というのは、これ相当大的な金額ですね。これが政府の方針によって要支援が廃止になるという可能性がある。そうなった場合に、この要支援1、2の方のサービスを提供している事業者というのは、当然ながら影響が出てくるわけですね。要支援が廃止になってしまったことによって、その事業者というのはどの程度の収入減に陥ることになるのか、その辺の聞き取り調査や、そういったことを今後行っていくのかどうか、お聞かせ願えますか。

#### ○（医療保険）介護保険課長

今、委員から御質問のありました要支援者の切離しというのがまだ本格的に決定したわけではなくて、今後、例えば国からガイドラインですとか指針などが示された中で、詳しく決まってくるのかなというふうには考えていますが、影響額ということになりますと、先ほどこちらで説明した要支援のサービスの全体額が約6億円になりますので、それが全てマックスとして影響額になるのかなと。その中で主なサービスとしましては、訪問介護サービスで約1億7,000万円、通所介護で約2億4,000万円ほどが影響額として出てきます。ただし、国は今、市町村の柔軟なサービスの中で、NPOですとか、あとボランティアを中心に、そのサービスの受皿というふうに考えているのですが、とてもNPOとボランティアだけでは要支援者のサービスの受皿にはならないだろうというふうに考えています。そのときに、既存の介護保険の事業者の中で、介護保険のサービスではなく、独自のサービスの中で受けていただくことも出てくるのではないかとというふうに予想しております。そうすると、単純に要支援者の影響している金額だけではなくて、市町村が独自でサービスをした場合の額がそちらに回りますので、マックスでは確かに6億円程度の額になりますが、受けていただくことを前提にすると、もう少し影響額は少なくなるというふうに考えています。

### ○成田委員

政府の方針でも、それを改めてもう一度市町村から事業者にやっていただくというところで、そうしたら 6 億円そのままなくなるのではなくて、もしかしたら半分ぐらいは引き受けてもらえるのではないかと。たぶんそのような目算だろうかとは思いますが、いずれにしる数億円という金額の事業が、今この介護保険の事業者が、当然ながらそういう収入を得られなくなってしまう、非常に影響が大きくなってしまいうような状況ですね。もちろん、少なからずこういう方針が出たからには、全部が全部市町村に任せて、全部事業者にとということにはならないというふうには思うのです。

今おっしゃっていた中で一番難しいと思うのが、ボランティアや NPO が引き受けてくれるというようなことを中に盛り込んでいるのですが、正直な話、ではそれを行うとなったときに、一体どこがその取りまとめみたいなのをしなければならないのかと。決算から少し離れてしまって申しわけないのですが、その部分、どういうふうな方向性を持たなければならないのか、若しくは危機感を持っているのか、その辺だけ少し最後お伺いできますか。

### ○（医療保険）介護保険課長

一体どこが取りまとめるのだということですが、平成 23 年度に、介護予防・日常生活支援総合事業という新たな事業が 24 年度から始まるに当たりまして、第 5 期介護保険事業計画の中でその事業を実施できるかどうか、策定委員会の中で協議した経過があります。その中で、ボランティアですとか NPO の受皿が脆弱な部分もありますが、実際どこがコーディネートして、必要な要支援者のところにサービスを提供できるのかという、コーディネーター的な機関をどこにするのかという問題点、課題もありました。市が直営でその部分をやるのか、又は社会福祉法人に委託するのか、地域包括支援センターを絡めながらどこかでやるのかという、通常であれば何点か考えられると思うのですが、やはりコーディネートする機関がまずないということで、23 年度断念したことになっております。

今後、この要支援者の切離しについては、今報道等によりますと、27 年度から 29 年度の中で市町村が実施するというふうになりますので、当然今の状況からいくと、小樽市が 27 年 4 月にすぐ手を挙げてやるという状況ではありませんので、最終的には 30 年 3 月までの中でこういう部分を構築していくことになろうかと思っております。第 5 期介護保険事業計画の中でも、受皿の基盤が脆弱だということとあわせて、コーディネートする機関、また、介護支援ボランティア制度という制度もくっつけて、効果的な中で事業を展開したいというふうな計画も立てておりますので、6 期につきましても、先ほど国のガイドラインですとか、指針がまだ見えていないということもありますので、その部分が国からはっきり示された段階で、そのような課題点も整理しながら方針を決めていきたいというふうに考えております。

### ○成田委員

決算からすると少し飛躍した話ですが、非常に丁寧に御説明いただいてありがとうございます。今、介護保険ボランティア制度という話をされましたが、鹿児島県霧島市とか、何か所か見て回ったこともあるのですが、やはり制度化して早めに先進地の事例を取り入れるとか、かなりここ何年かで、この要支援 1、2 の切離しが行われた後の体制というのは相当大きく目まぐるしく変わるのかなと思うので、ぜひコーディネーター役をどこにするのか、まず早めに決めていただいて、私は直営ではないほうがいいのではないかと。包括なのかどこなのか、直営にして職員が出たり変わったりすると、そういうコミュニケーションというか、つながりもあるものですから、あまり芳しくないのかなと思うので、ぜひそこについては現在の平成 24 年度のこういった数字がありますから、それを見ながら、早め早めに調査と聞き取りと方針を決めていただきたいと思いますとお願ひしまして、終わりたいと思います。

### ○委員長

一新小樽の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時30分

再開 午後 2 時49分

### ○委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

---

### ○川畑委員

それでは、私から 2 項目にわたって質問させていただきます。

#### ◎国民健康保険事業特別会計について

まず、国民健康保険事業特別会計について質問します。

平成24年度の保険給付費の不用額が 5 億3,771万円、端数はとっていますが、あります。そして、23年度、前年度の保険給付費の不用額が 3 億6,355万円。この差額が 1 億7,416万円ありまして、この分増えたわけなのですが、不用額が増加した理由について説明していただけますか。

#### ○（医療保険）国保年金課長

不用額が増加した要因についてでございますが、一つは被保険者数が当初見込みよりも減ったことと考えております。平成24年度の当初予算におきましては、過去 3 年間の状況から、被保険者数を 3 万4,300人と見込んだところでございますが、実際の年間平均が 3 万3,477人と、800人以上減となりまして、医療費への影響が大きかったことが一つの要因と考えてございます。

また、もう一つの要因といたしまして、1 人当たり医療費につきましても、当初予算と比較いたしまして、一般で 2 万1,000円、退職で 1 万7,000円の減となっております。23年度までの医療費の実績を見ますと増加傾向にありましたために、24年度予算策定に当たりましては、過去 3 年間の平均伸び率、これを使用いたしまして医療費を見込んだところでございますが、結果として減少になったということで、この二つが不用額が増加した要因と考えてございます。

### ○川畑委員

要するに不用額が増加したというのは、私どもとしては医療費を過大に見積もっていたのではないのかと、そういうものが一つあります。もう一つは、決算説明書の中にありますが、医療費の抑制があるのではないのかというふうに見ています。それは、一般被保険者療養給付費の説明の欄の中に、一般で、病院にかかった件数だと思えますが、29万3,677件、そして歯科が 5 万1,245件、調剤が19万8,538件、訪問看護が95件、入院食事が 1 万1,017件とあるのですけれども、これを前年度の決算と比較してみたときに、一般では5,657件減っていると。歯科は300件くらい増えているのですが、あとの調剤についても2,700件以上減っているし、訪問看護も18件減っています。そして、入院食事についても400件くらい減っているということで、まさに医療費抑制が原因ではないのかというふうに思っているのですが、これらの状況について説明していただけますか。

#### ○（医療保険）国保年金課長

私ども医療費の分析をした結果でございますが、まず 1 日当たりの診療費、これは医療費の高度化などによりまして単価が伸びているということで、全国的にも増加傾向にあります。また、小樽市においても、平成23年度と比べ若干の増加となっております。また、受診率、それからレセプト 1 件当たりの日数、これがともに減少しておりまして、こちらの影響が大きかったものと考えております。

先ほどの受診抑制についてでございますが、受診率とレセプト 1 件当たりの日数が減少した理由につきまして、明確な分析は非常に難しいのですが、これは医療費を受ける側の受診意識、あるいは感染症の流行などの

疾病構造によるところがあるという一方で、医療機関側の事情がございまして、今、入院期間を短縮する方向に向かっているということ、それから外来での投薬間隔が長くなってきておりまして、外来の受診回数が減るといった要因もあると考えておりますので、実際に小樽市の国民健康保険加入者に受診抑制があったかどうかということは、こういう調査をしてございませんので、何とも言えないという状況でございます。

**○川畑委員**

私の大体の予測がそう変わらないのではないかというふうに思います。

それで、別の項目について質問しますが、平成24年度の1世帯当たり平均国保料が前年度と比較してどうなったのかをもう一度確認させていただきたいのですが、医療分と、それから後期高齢者支援金分、介護納付金分の内訳について示していただきたいと思います。

**○（医療保険）国保年金課長**

平成24年度の1世帯当たりの保険料の内訳でございますが、医療分で1万1,327円下がりましたが、後期高齢者支援金分で2,967円上がっております。また、介護納付金分でも3,088円上がっているという状況でございます、トータルでは5,272円下がるという結果になっております。

**○川畑委員**

平成24年度の後期高齢者支援金分が23年度の決算に比べると幾ら増加しているのか、その差額もあわせて示していただけますか。

**○（医療保険）国保年金課長**

平成24年度の後期高齢者支援金分でございますが、約16億2,895万円で、23年度の14億7,147万円に比べまして1億5,748万円ほど増加しております。

**○川畑委員**

介護納付金分の件についても、平成24年度が23年度の決算額に比べて幾ら増加しているか示してください。

**○（医療保険）国保年金課長**

介護納付金分でございますが、平成24年度約6億7,930万円で、23年度の6億1,740万円に比べまして6,190万円ほど増加しております。

**○川畑委員**

今、3点ほど質問した中で明らかになったと思うのですが、要するに平成24年度の国保料が5,000円余り下がったわけですが、結果的に本来1万1,000円の医療分で下がるべきところが、後期高齢者支援金分と介護納付金分でもって元を取られたと、半減してしまったというのが実情でないかと思います。

それで、もう一つ質問しますが、22年度から24年度の国保料の収入に対する負担率を示していただけますか。

**○（医療保険）国保年金課長**

1世帯当たりの保険料の所得に占める割合ということでございますが、平成22年度が16.9パーセント、23年度16.7パーセント、24年度が16.4パーセントとなっております。

**○川畑委員**

1世帯当たり16.9パーセント、あるいは16パーセント以上になっているということは、相当大きな負担になっていることが事実だと思います。

それで、もう一つ質問しますが、国保料の滞納状況を示していただきたいと思います。平成22年度から24年度までの加入世帯、それから滞納世帯、その割合を示していただけますか。

**○（医療保険）保険収納課長**

平成22年度から24年度までの国保料の滞納状況ということで、年度末における3月31日現在ですが、22年度加入世帯数が2万2,197、滞納世帯数というのは現年度分の1円でも滞納したものを翌年度へ繰り越した世帯数です。

が、2,242世帯、この割合が10.1パーセント。続きまして、23年度は、加入世帯2万2,137、滞納世帯数は2,247、率は10.2パーセント。24年度につきましては、加入世帯数が2万1,669、滞納世帯数は2,034世帯、率にして9.4パーセントと、大体ここ3年間で10パーセント前後を推移しております。

**○川畑委員**

今、これまでの質問に答えていただいた中でも、要するに国保加入者は低所得者が多いことから、高すぎる保険料、国保料の負担が大きいのということが明らかになったのではないかと思います。そういう意味でも、今後は国の負担の割合を増やしていく、そうしなければ国保はもたないと。それは後期高齢者の負担が大きくなっていくし、今後もまた介護保険も負担が大きくなるということで、これも解決するには国の補助がどうしても必要になっていると、そのことを訴えてこの項の質問を終わりたいと思います。

**◎住宅事業特別会計について**

それから、引き続いて、住宅事業特別会計について質問させていただきます。

住宅事業特別会計についてですが、平成24年度決算で、住宅事業費で約8,619万円の不用額を出している理由について伺いたいのですが、その一つとして、一般管理費で1,000万円ほどの不用額を出していますが、どの部分で出しているのか示していただけませんか。

**○（建設）小林主幹**

住宅事業の中の一般管理費についてでございますが、主な不用額の要因といたしましては、市営住宅改善事業費、これは塩谷C1、それと新光F53-4などの改善事業がありまして、入札差金で470万円ほどの不用額が出ております。それと職員給与費が225万1,000円ほど、これらで大体700万円ぐらいになりますので、これが大きな要因と考えております。

**○川畑委員**

それで、その不用額が出ているわけですが、長寿命化改善事業の先ほどおっしゃっていた塩谷C1の屋根だとか外壁及び新光の屋根、外壁、断熱は全て完了しているのかどうか、その辺を確認させてください。

**○（建設）建築住宅課長**

二つの工事は完了しておりますが、新光F53-4のうちの断熱なのですが、それは行っておりません。理由としましては、既存でもともと断熱材が30ミリメートル打ち込まれていることがわかりまして、断熱工事は必要がないと判断したためでございます。

**○川畑委員**

そうしたら、あとの屋根、外壁については終わっているということなのでしょうか。

**○（建設）建築住宅課長**

それ以外の屋根と外壁工事に関しては終わっております。

**○川畑委員**

同じく長寿命化型の改善の対象とならない改修工事があるわけですが、そのうち平成23年度までに完了予定分とされているのがあるのですけれども、それについては完了していますか。

**○（建設）建築住宅課長**

平成22年度分は全て完了しておりますが、23年度分は塩谷E住宅の階段室の塗装のみを実施しております。

**○川畑委員**

そうしたら、平成23年度の畳、最上Aと稲穂改良、これは終わっているということですか。

**○（建設）建築住宅課長**

平成23年度の最上Aの畳と階段、あと稲穂改良の畳、これは終わっておりません。

○川畑委員

そうしたら、終わっているのは塩谷Eだけということになりますが、それでよろしいですか。

○（建設）建築住宅課長

平成23年度の塩谷Eの階段は終わっておりますが、畳は終わっておりません。

○川畑委員

わかりました。

もう一つ、平成24年度の方ですが、私もこれを見て言っているのですが、塩谷Cの1・2・3号、これの畳表替え、それから階段室の塗装の内部改装事業は計画的に実施されているのかどうか、それを確認させてください。

○（建設）建築住宅課長

それに関しましては平成24年度の実施予定でしたが、真栄改良住宅や稲穂改良住宅で緊急性のある工事が入りまして、それを先行させて行いましたので、実施はしておりません。

○川畑委員

それで、法律によって定期的交換が必要とされている量水器取替えの工事があるのですが、これについては終わっていますか。

○（建設）建築住宅課長

緑A1号の量水器の取替えに関しましては、今年度これから発注して実施する予定でございます。

○川畑委員

そうしたら、平成24年度の方はまだやらないで、今年度25年度にやるということなのですか。

○（建設）建築住宅課長

当初は平成24年度でしたが、今年度実施いたします。

○川畑委員

一般の修繕、それから保守点検だとか入居修繕についても適宜実施する計画としているということで、この本には載っているのですが、遅滞なく実施されているのでしょうか。

○（建設）小林主幹

一般修繕につきましては、入居者の方から要望あるいは苦情が来たときに適宜実施してございます。

それと、退居修繕につきましては、退居後現地を確認し、優先順位はありますが、適切に実施してございます。

○川畑委員

それでは、先ほど言った長寿命化改善事業で今まで終わっていないところ、年度内に終わっていないところはまだほかにありますか。

○（建設）建築住宅課長

長寿命化の改善事業は計画どおり進んでおりまして、平成24年度の事業につきましても、先ほどの塩谷C1や新光F53-4などを実施しております。

○川畑委員

次の項目の質問をさせていただきます。オタモイ住宅で住み替えが行われているわけですが、現在住み替えされていない方がおられるという話も聞いています。住み替え未了世帯の数とその理由について示していただけますか。

○（建設）小林主幹

オタモイ住宅の住み替えの関係でございますが、2世帯まだ住み替えが完了してございません。1世帯につきましては入院中ということで、まだ決まっていない状況です。それと、1世帯につきましては、オタモイ地区にはあきがありませんので、他地区への希望ということで、今、適宜住宅を紹介している状況でございます。

○川畑委員

塩谷の市営住宅の関係ですが、若竹住宅 1 号棟に住み替えするという事になっているわけですが、現時点で住み替えがされていない世帯があるというふうにも聞いていますが、その世帯数と理由もわかれば示してください。

○（建設）小林主幹

現時点で 5 世帯がまだ住み替えをされてございません。1 世帯につきましては、11 月に若竹住宅に住み替えの予定でございます。それと、3 世帯につきましては塩谷地区に住み替えを御希望されておりますので、住宅があき次第、御紹介したいと考えています。それと、1 世帯につきましては、居宅生活が無理ということで、施設への入所で今検討しているということでございます。

○川畑委員

塩谷のあの辺はほとんど住み替えでいなくなるわけですから、残された方々が今後冬を迎える中で除雪などが大変な状況になると思うのですが、その辺については十分配慮していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）小林主幹

住宅内の除雪の関係でございますが、玄関先については入居者の方にやっていただきまして、空き住宅については、こちらで支障のないように除雪したいと考えております。

○川畑委員

それでは、質問の項を変えます。

この決算説明書の中の 261 ページに使用料収納率向上対策事業費というのがあります。この中では平成 24 年度 204 万 9,000 円が計上されているわけですが、これまでの 22 年度から今回の 24 年度までの中身についてというか、内容について説明していただけますか。

○（建設）小林主幹

住宅使用料の収納率向上対策事業ということで、平成 22 年度につきましては住宅分で 100 万円、駐車場で 2 万円、これは報奨金ということで市が支出しているものでございます。それと 23 年度の実績は、住宅分で 137 万 2,000 円、駐車場で 6 万 5,000 円、24 年度につきましては 61 万 2,000 円と、こういった状況になっております。

○川畑委員

どうもよくわからない面があるのは、使用料収納率向上対策事業費の支払は何を基準にしているのか、説明していただけますか。

○（建設）小林主幹

まず、この報奨金制度でございますが、これは収納事務委託契約に基づきまして、報奨金の支出を規定してございます。この基準につきましては、基準収納率を市で設定しておりまして、これは過去 3 年間の平均をとりまして収納率を決めております。実際の収納率と基準収納率を比較しまして、その上昇分に見合う住宅使用料の 10 パーセントを報奨金として支出しているものでございます。

○川畑委員

この問題については、平成 24 年 9 月の決算特別委員会でも共産党の中島議員が質問しているわけですが、基準収納率が幾らで、収納率の上限に対してどのような作用をするのかという点で、またもう一つ限度がどの程度まであるのか、理解しやすいように示していただけますか。

○（建設）小林主幹

まず、平成 22 年度からこの制度を導入しておりまして、22 年度、23 年度の基準収納率は 92.65 パーセントでございます。これは住宅の使用料です。それと駐車場につきましては 94.49 パーセント。実際に収納率がこの基準をアップしますと、その上昇分に見合った分を調定額に掛けます。そして、出た答えに 10 パーセントを掛けまして報奨金を出している、こういった制度でございます。

○川畑委員

これによってどういう成果が上がってきたのでしょうか。

○（建設）小林主幹

これは平成22年度から制度を導入しておりまして、収納率の向上に寄与したというふうに考えてございます。

○川畑委員

これは今後も継続していくことになるのですか。

○（建設）小林主幹

指定管理者制度は平成25年度から3年間更新してございます。この中でも報奨金制度を導入して、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○川畑委員

最後になりますが、こういう収納率の向上だとか徴収する民間業者に委託するというのは市が本来やるべき仕事だろうと私たちは思っているの、必ずしもこれに賛同できる状況にはないと思うのです。先ほど聞いたら、今後また3年間継続するということなのですが、限度というのはどこにあるのか、最後に示していただけますか。

○（建設）小林主幹

報奨金の基本となるのは、基準収納率をアップして、その分について報奨金を出す制度ですので、収納率が100パーセントまでが限度と考えております。

---

○新谷委員

それでは、この前の続きを若干聞きます。

◎鳥獣被害について

鳥獣被害について、この間は農政課に聞きました。生活安全課、保健所、廃棄物対策課、市民生活にかかわって市にどのような苦情や報告が来て、対応はどうしているのかお聞きします。

○（生活環境）生活安全課長

まず、私ども生活安全課にいただいております御相談やお問い合わせ等でございますが、主にカラスとか、あとタヌキやキツネ、これは主に市街地、住宅地に現れているものがございますが、そういうものに関しましては、主に、カラスで言いますと、例えば住宅地におきましては人を攻撃してくるとか、あるいはごみステーションを荒らしているとか、そういうような問い合わせ・相談が多く寄せられております。また、タヌキやキツネ等でございますが、こちらに関しましてはカラスと重なる部分もありますが、夜間に行動するものですから、夜間に出されているごみ、そういうごみ箱、ステーションで食い散らかしているというような相談が寄せられているところでございます。

対応でございますが、まずカラスでございますが、実はこのカラス、あるいはタヌキ、キツネに関してもなのですが、鳥獣保護法で、基本的には許可なく捕獲あるいは処分というのができないという事情があるという動物でございます。そうした中で、例えばごみステーションの管理や餌やりの禁止、あるいはカラスが巣をつくらないように庭の木の枝切り、あるいはカラスが威嚇とか、そういう際の防衛、例えば傘を差したりとか、そういうようなことなどを対策として指導しているところでございます。

あと、タヌキ、キツネ等に関してなのですが、それに関しましては、先ほど申し上げました夜行性ということもありますので、ステーションに夜間にごみを出さないことととか、あるいは餌になるものを置かないようにと、そういうことをお伝えしているところでございます。

○（保健所）生活衛生課長

保健所では、野生動物のうち、エキノコックスに関するキツネの住民相談について対応しております。相談件数

につきましては、平成22年度4件、23年度6件、24年度5件、25年度は9月末現在で4件となっております。内容はキツネに餌づけをしている方がいらっしゃるだとか、徘徊している、いずれもエキノコックスを心配するという内容となっております。

対応につきましては、小樽市エキノコックス症対策実施要領に基づき実施しているところでございます。

対応の方法としては大きく三つございまして、住民への啓発、エキノコックス症検診の実施、また、井戸水等を使っている地域に対する水質検査などの飲料水対策となっております。

○（生活環境）廃棄物対策課長

キツネやタヌキによるごみステーションの被害でございますが、廃棄物事業所にも聞きましたところ、現在そういったごみステーションの把握はしていないということでございます。

○新谷委員

いろいろ被害を今聞きました。私の知り合いにも、自分がスクーターを運転していた前をタヌキが通って、それを避けるために転倒してけがをってしまったという人もいますし、それからキツネが家の近くのごみステーションに来てごみを食べているということで、今、多くのごみステーションではカラスネットで対応しておりますが、それでは対応しきれないということで、しっかりした木のごみ箱をつくる必要があるということで、それにしましたところ、キツネは来なくなったという状況があります。

今、まちの中、花園グリーンロードでも、カラスネットのためにごみが散らかって、大変みっともないという状況が出ております。しっかりしたごみ箱をつくるために、町会の要望が出ていると思うのですが、平成24年度は予算額53万8,000円に対して決算額は48万8,000円ということで残っておりますが、ごみ箱設置における件数、それから助成額はどのぐらいになっていきますか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

平成24年度のごみ箱の設置に関する助成件数でございますが、17件、助成額は34万円となっております。

○新谷委員

そういうことで、ごみ箱の設置というのは町会になるわけですが、もったこういうカラスがいたずらとか、キツネが食べるという被害を防ぐためにも、もう少し町会への啓発というか、それから予算も増額して、しっかりしたごみ箱をつくっていくようにということではいかがでしょうか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

全てのごみステーションに丈夫なごみ箱があればいいというのは理想的ではございますが、実際にはやはり地形ですとか土地利用の状況などによって、地域の事情で設置したくてもできない地域が多いということで認識はしてございます。

○新谷委員

それにしても、もう少し市から積極的に働きかけていただきたいと思います。

それから、エキノコックス対策の実施要領があるということですが、保健所にお伺いします。この病気は非常に怖い病気と聞いておりますが、どういう症状が出て、現在発症している方はいるのか。それから、今、家庭菜園も盛んなので啓発活動もしているということですが、どういうふうに行っているのか、その点についてお聞かせください。

○（保健所）後藤主幹

まず、エキノコックス症ですが、寄生虫による感染症で、キツネなどのふん便中の虫卵を経口摂取することで感染します。感染初期は無症状で経過することが多いのですが、主に肝臓に腫瘍を形成し、進行すると肝腫大、腹痛、黄疸、肝機能障害等を呈する病気です。

○（保健所）保健総務課長

患者の発生でございますが、エキノコックス症につきましては、感染症法に基づく第 4 類の感染症ということで、発生届が出るようなシステムになってございますが、平成 22 年以降、私どもには発生届は受けてございません。

○（保健所）生活衛生課長

最後の御質問の住民啓発でございますが、これまではまち育てふれあいトーク等の衛生教育、またキツネの出没があつて相談した地区へのリーフレット回覧、またホームページ等により、住民啓発を行っておりましたが、今後はこれまでの啓発活動に加えまして、保健所がかかわるさまざまな事業やイベントを通して、チラシ配布等の啓発を進めていきたいというふうに考えております。

○新谷委員

◎介護保険制度について

それでは次に、介護保険制度について伺います。

まず、保険料ですが、昨年度は第 5 期の保険料で、前期より総額で 5 億 405 万 5,000 円ほど上がりました。基準額では年間 6 万 5,520 円、前期より 1 万 2,800 円ほど上がっております。第 1 期は 1 か月 3,090 円だったので、2,370 円も上がったということですが、ちなみに現在の基準の保険料というのは、全道の 10 万市で何番目ぐらいに当たるのですか。

○（医療保険）介護保険課長

本市の基準額は 5,460 円になりまして、全道の 10 万市で上から 2 番目になります。

○新谷委員

保険料は、今特例も含めて 10 段階がありますが、各段階における人数と割合をお知らせください。

○（医療保険）介護保険課長

本市の保険料段階は 8 段階 10 区分に分かれていまして、6 月の当初賦課の段階での割合を示したいと思います。まず、第 1 段階 2,248 人、5.2 パーセント、第 2 段階 1 万 155 人、23.3 パーセント、第 3 段階の特例 3,873 人、8.9 パーセント、第 3 段階 3,865 人、8.9 パーセント、第 4 段階の特例 5,672 人、13 パーセント、第 4 段階 3,614 人、8.3 パーセント、第 5 段階 5,770 人、13.3 パーセント、第 6 段階 5,126 人、11.8 パーセント、第 7 段階 2,398 人、5.5 パーセント、第 8 段階 826 人、1.9 パーセントとなっております。

○新谷委員

第 2 段階の方が多いいということがわかりました。昨年 の 第 4 回定例会で、中島議員が 1 人の方の収入に占める保険料の割合を述べましたが、国民年金の年額 79 万 2,000 円の方は、3 万 2,760 円の保険料で収入の約 4 パーセントで、小樽市長の介護保険料は、年額 11 万 4,660 円で報酬の 0.98 パーセントということで、低所得者ほど負担が大きいということがわかりました。

私たちは、制度が始まってから、所得に応じて段階を増やすべきだと主張してきましたが、いくら今収入が多くても、第 8 段階で頭打ちです。第 8 段階はちょっと人数も少ないですが、第 8 段階以上は増やせないのかお聞きしたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

第 8 段階以上を増やせないのかという御質問に対しては、答えとしては増やせません。ただし、国の標準段階が 6 段階の中で、小樽市は 8 段階 10 区分を採用していまして、かなり多段階を設定しているということと、先ほど 8 段階の方が 1.9 パーセントというふうに申しましたが、それ以上、いわゆる所得が 360 万円以上の方を 1.9 パーセントの中でそれ以上負担をしても、低所得者に保険料が回らないということになりますので、効果が薄いというふうに判断しております。

○新谷委員

そういう効果が出ないということがありますが、もう少し増やしてもいいのではないかと、増やせるのであればそのように考えます。

それから、普通徴収のことなのですが、年金額が1年間18万円未満の場合は普通徴収になります。この年金額が1年間に18万円未満以外に普通徴収になっているのはどういう場合ですか。

○（医療保険）介護保険課長

基本的に、介護保険料というのは年金からの特別徴収というふうになっているのですが、普通徴収で徴収している方というのは、まず65歳になってすぐの方で年金から天引きできない方、それと年度途中で、例えば保険料減免で当初賦課の保険料から減額になって、保険料が変更になる方、その方は途中で年金から天引きできないので、納付書などで納めていただくという形になりますので、基本的には特別徴収ですが、年間の保険料が変更になった方、若しくはいろいろな事情によって年金から天引きできない方も中にはいるものですから、その方は普通徴収になるということでございます。

○新谷委員

その減免申請なのですが、1年ごとの申請になります。普通徴収になっている方で、減免の対象者ですが、いろいろと事情があって保険料を払うのが滞ってしまって、払ってはおりますが、大変になっているということなので、調べてみたら、減免対象になるということだったのです。徴収員の方は、その人が何段階か、幾らの収入があってということはわからないと思いますが、そういうふうな生活が大変だったなら、市に連絡して相談をしてみたらいかがですかと、減免制度もありますよということで教えてもらえないでしょうか。

○（医療保険）保険収納課長

徴収担当であります保険収納課としましては、介護の減免制度に限らず、国保や後期高齢の関係のさまざまな手続の情報などについて、課内職員に対して事あるごとに、職員ミーティングなどで周知しているところであります。

徴収員につきましては、月に1回定期ミーティングだとか、何かあれば随時のミーティングを開いたり、週に1回、関係書類の引継ぎのために市役所に来ていますので、そのときに何かあれば伝える、あるいは徴収員間で情報交換などもしているようではあります。

もし、介護保険料の集金先で支払困難というような申出があれば、徴収員が減免制度も情報として話す、伝えるということはもちろんあります。しかし、減免制度につきましては細かなさまざまな条件があり、その場で該当、非該当という判断は難しく、また減免になるかもしれないなどと期待を持たれて、結果的に非該当になって、過去にトラブルになったというようなこともありますので、訪問先で事情があって納付できない、そのような状況になれば、当課の担当職員に引き継いでもらって、担当職員が納付相談する、そういう中で減免になりそうであれば、介護保険課に引き継ぐというようなことをしております。

○新谷委員

この方は、たまたま徴収員の方が情報としてこういう制度がありますということをお話しし忘れたのかもしれませんが、市民には親切に対応していただきたいと思えます。

次に、介護サービスについてです。

決算書によりますと、保険給付費、予算現額に対して不用額が1億9,652万4,326円に上ります。その中で居宅介護サービス、地域密着型介護サービス、施設介護サービスで大きく不用額を出しておりますが、どうしてこのようになったのか、内容をお知らせください。

○（医療保険）介護保険課長

居宅介護サービスと地域密着型介護サービスと施設介護サービスの不用額についてであります。実は当初予算額プラス第4回定例会の補正と第1回定例会の補正で、合計2億6,700万円補正をしております。なぜ第1回定例会

で補正をしたかといいますと、訪問介護と通所介護の給付費が伸びていまして、最終的に3月診療分のレセプトで支払ができなくなる可能性もあったものですから、そういう事態を防ぐために第1回定例会で補正をしたというところでございますが、結果的には2億3,000万円ほど補正したにもかかわらず、最終的にそんなに給付費が伸びずに、不用額が1億9,000万円ほど出てしまったということでございます。

○新谷委員

それには、昨年度は介護保険制度の一番大きな問題となった生活援助の時間区分変更があります。それで、訪問介護サービスの8割を占めていた90分のサービスが60分以上と45分以上に変えられ、介護報酬も2割近く引き下げられたということですが、小樽市の調査では多くの方が45分以上に移行して、20分から30分程度短縮になっているということでした。そのためにこの時間区分変更によってこういう不用額が出たのではないのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

訪問介護サービスの不用額が生活援助の時間区分変更に影響があるのではないかという御質問ですが、実際に訪問介護サービスの中には、生活援助サービスだけではなくて、身体介護ですとか通院等乗降介助、サービスも身体であれば30分から何時間というサービスもありますので、訪問介護サービスの中で、まず生活援助の色がなかなかつけづらいということで、その影響があるかどうかはなかなか判断が難しいということと同時に、平成24年度に介護報酬改定というのがありまして、単価が変わっている部分もありますので、そういう意味では、今回の不用額の部分が生活援助の区分変更が影響しているかという判断は、非常に保険者としては難しいというふうに思っております。

○新谷委員

この問題では、小樽市も調査したように非常に問題が出ていまして、事業者、それから利用者ともに不満がたくさんあって、事業者の話を聞きますと事業所収入が大幅に減ったと、こういうことも聞いております。1時間では調理に時間がかけられない、利用者とも満足に話ができない、ぐあいが悪いのかも観察できない、そのために約束時間よりも早く行って、報酬ももらわず、サービス対応しているという、こういうことを聞いておりますし、特に独居の方が多いので大変心配だと言っております。今後も小樽市は、利用者の声、事業者の声を引き続き聞いていただきたいと思っております。

それで、資料を出していただきました。2010年度から2012年度までのそれぞれ65歳以上の認定者数の割合、施設と在宅、それから要支援1、2、これが今問題となっておりますが、この割合を示してください。

○（医療保険）介護保険課長

平成22年度から24年度までの認定者数等の割合でございますが、22年度の認定者数については9,058人で、対高齢者の割合が21.7パーセント、23年度は9,285人で22パーセント、24年度が9,669人で22.4パーセント。在宅の割合でございますが、22年度5,767人で、認定者数に対して64パーセント、23年度の在宅の人数は5,881で、認定者数に対して63.3パーセント、24年度6,206人で64パーセント。次に、施設サービスの割合でございますが、22年度1,436人で、認定者数に対して16パーセント、23年度1,410人で15パーセント、24年度1,420人で15パーセント。要支援1、2の合計の割合でございますが、22年度1,379人、これは在宅の割合で示しますと24パーセント、23年度1,419人、在宅との割合が24パーセント、24年度1,551人、在宅との割合が25パーセントとなっております。

○新谷委員

この要支援1、2、先ほど一新小樽の成田委員もお聞きしましたが、来年度から介護サービスから外されるかもしれない。外されるというほうが多そうですが、非常に問題があるものです。それで、小樽市のいろいろなこれからの計画も先ほどお聞きしましたが、まずは介護保険料を取っているわけですから、保険あってサービスなし、これはあり得ないと思っております。国家的詐欺だと言う人もおりますが、こういうことをやはり保険料を払っているからにはサービスを受けられるようにするのが当たり前のことで、これに対して小樽市として国に対して意見は言っ

ているのか、その辺について伺います。

それと、地域支援事業費ですが、介護予防事業費の一次予防事業費は支出済額が下がっております。介護予防普及啓発事業費が減っている理由、それからスポーツクラブ委託型介護予防事業が新設されましたが、その内容と効果を示してください。そして、介護にかからない予防が大事であります、今後の市の施策もお聞きします。まとめてお願いします。

#### ○（医療保険）介護保険課長

今、4点ほど御質問がありました。まず、1点目の要支援者の切離しについて、小樽市として、国に対して何か物を申しているのかということですが、実はこれ、まだ8月の社会保障制度改革国民会議を経て、今、厚生労働省社会保障審議会で審議されているところでございますので、まだ何も要望はしておりませんが、本日、北海道市長会から、ここの部分は全国市長会に要望するというのが緊急的に届いていますので、全国市長会で切り離すことについて反対の要望をするということでございます。

次に、地域支援事業の一次予防事業費が昨年度と比べて下がっているということと、介護予防普及啓発事業費も下がっているということですが、一次予防事業費の中には、実は保健師2名の人件費が含まれております。平成24年度1名の異動がありまして、前の者より人件費がかからない者が来たものですから、150万円ほど人件費の部分が下がっているということでございます。

次に、介護予防普及啓発事業費は昨年度と比べまして20万円ほど下がっているのですが、毎年、介護予防フェアというのをやっています、会場を2か所借りていたのですが、これを1か所にして、会場費と通信運搬費などの軽減を図った部分で事業費が下がったということでございます。

次に、スポーツクラブ委託型介護予防事業が新設された内容と効果でございますが、スポーツクラブ委託型介護予防事業というのは、23年度まで保健所が行っていた健康総合大学、これが廃止になった受皿として、24年度、1次予防として、元気な高齢者を対象に筋力トレーニング、有酸素運動などをスポーツクラブ、ここで言うとソプラティコに委託して事業を実施しております。1週間水木金、水曜日と木曜日が初級の方、金曜日が上級の方を対象に、1教室30名を定員に、1年間約40回実施しているというところでございます。

それと、効果でございますが、やはり元気な高齢者に体力維持を図ってもらって、要は定期的に運動をすることによって要介護状態にならないということを目的としております。

次に、最後になりますが、介護予防事業の今後の施策についてでございますが、実は今の1次予防のスポーツクラブ委託事業のほかに、地域版介護予防教室というのをやっています。これは何かといいますと、どうしても市でやる予防事業というのは中心部でやることになるのですが、町会ぐらいを単位に、町会館でもいいのですが、自主的に筋力トレーニング等の運動を行っていただくということで、今、地域版介護予防教室というのを市内で9か所展開しております。自主運営になりますので、先生も、医療保険部で介護予防サポーターというのを講習しまして、自主的に介護予防サポーターが地域の住民を集めて、運動教室を展開しています。これが結構評判がいいと言ったらおかしいのですが、地域住民にとってみれば、わざわざまちの中に来なくてもよくて、定期的に何曜日とかに集まれるということで、閉じこもり予防にもなりますし、地域住民とのネットワークもできてくるということで、非常に効果を上げているというふうに考えております。この地域版介護予防教室というのを、できればもう少し市内全域に展開していきたいということでございます。

#### ○新谷委員

質問を残してしまいました。時間なのでやむなく終わります。

#### ○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○酒井委員

◎ファミリーサポートセンターについて

初めに、決算説明書の中の 7 ページにありますファミリーサポートセンターの件について質問をさせていただきたいと思います。

このファミリーサポートセンターなのですが、平成23年10月よりスタートということで、24年度決算も迎えて、こちらに記載されておりました。それで、会員登録について少し質問させていただきたいと思いますが、この会員については依頼会員、それから提供会員、それから両方会員というふうに三つに分かれておまして、一つずつ質問させていただきたいと思います。

まず、依頼会員について、これは子供を預けたいという会員なのですが、この会員数について示していただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

依頼会員でございますが、直近で把握しておりますのが本年 8 月現在でございますので、217人でございます。

○酒井委員

217人ですね。ちなみに、小樽市内でこのファミリーサポートセンターの対象となる子供は何人ぐらいいるのか。できれば世帯数などもあればよろしいかと思うのですが、なければ結構です。対象の子供の総数を示していただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

世帯数としての把握はしていないものですから、御理解願いたいと思うのですが、小学校 6 年生までということになりますので、就学前の児童がおよそ 4,200 人、それから小学生がおよそ 5,100 人、合わせますと子供の数としてはおよそ 9,300 人ほどとなります。

○酒井委員

このサービスを必要としているかいないかは別にして、約 9,300 人いる。世帯数にするとこれより全然少なくなってくるかと思うのですが、この依頼会員の募集について、どのような取組でどういうふうにこの依頼会員を増やしていくとか、登録していただいているのか示していただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

依頼会員の募集、それから提供の関係もあわせて、ファミリーサポートセンターの事業の周知ということでやってございます。子育て支援等に関係する保育所、幼稚園、行政的な支援に関する機関、それから医療機関など、各種施設などでチラシなどを置いていただきながら周知を図っております。

それで、市と関連する組織といいますか、例えば民生・児童委員などの会合があれば、お邪魔できる場合は伺ったりなども個別にしております。それから、全体的には市のホームページの周知でありますとか、現在のファミリーサポートセンターのアドバイザーも継続して FM おたらの番組に出演させていただいております。そうしたことで PR 活動などを行っているところでございます。

○酒井委員

いろいろな形を通して依頼会員というところを宣伝しているということがよくわかったのですが、銭函の話になってしまうのですが、まだまだ知らない人が多くて、周知の仕方について検討していただきたいとか、せっかくいい仕組みがあっても、まず登録をしなければいけないという部分で、その登録にはいろいろ手続があるというふうに聞いていますが、登録していろいろ打合せをした上でこのサービスが使えるとか、そういう部分でいきますと、まずは使う、使わないは別にして登録をしていただく、そのきっかけをつくっていかねばいけないのかなというふうに思います。

それから、提供会員について、この提供会員は何人ぐらい今登録されているのか、示していただけますか。

○(福祉) 子育て支援課長

先ほどと同じく 8 月現在でございますが、提供会員につきましては 128 人となっております。

○酒井委員

提供会員 128 人ということで、一般的な話になってしまうのですが、少子高齢化という部分から考えて、この提供会員の一つの例に挙げられていた部分だと思うのですが、子育てを終えた方々が対象ということで、一つの例として挙がっていたと思います。そういう意味から考えると、依頼会員よりも提供会員のほうが圧倒的に会員数が多くてもいいのかなという部分と、それからこのバランスを考えたときに、要は子供を預かってもいいという提供会員が少ないことによって、このサービスがちゃんと機能しているのかどうなのかというところが心配なのですが、その辺について、平成 24 年度で結構なのですが、どうだったでしょうか。

○(福祉) 子育て支援課長

全体としてどうかということではありますが、平成 24 年度につきましては、年間の利用件数としては 819 件ございました。その提供会員の数、それから依頼会員の対比といいますか、構成割合で申し上げますと、大体 6 対 4 ということになっておりますので、こうした面からいたしますと、やはり預かる側の提供会員がもう少し多いほうが望ましいものということと考えております。

また、提供会員がある程度伸びてきつつ、それに伴い利用会員が比例してといいますか、伸びていくことが望ましいと思いますし、それからまた、なるべく近隣で援助活動ができることも望ましいので、そうした地域でのバランスなどもやはり大事なことかなというふうに思っております。

○酒井委員

今、地域という部分で答弁いただきましたが、大まかで結構なのですが、大きな地域でどういうふうに推移しているのかというデータがあれば、例えば銭函地域ですとか、蘭島・忍路地域ですとか、数字があれば示していただきたいと思います。

○(福祉) 子育て支援課長

依頼会員と提供会員の数で報告をします。市内 3 地区、東南部、中央部、それから北西部ということで分けさせていただきますと、東南部につきましては依頼会員が 64 人、提供会員が 36 人、おおむね 6 対 4 という構成であります。それから、中央部につきましては依頼会員が 107 人、提供会員が 44 人、おおむね 7 対 3 という割合です。それから、北西部地区につきましては依頼会員が 41 人、提供会員が 24 人ということで、おおむね 6 対 4 ということになっております。このほか勤め先が市内にあるなどということで、その部分が一部加わりますが、おおむね全体としては 6 対 4 という構成になっております。

○酒井委員

全体の 6 対 4 という部分が全市に行き渡っているのかなというふうに思います。先ほどの繰り返しになりますが、このファミリーサポートセンター自体は会員同士のかけ橋というか、そういう部分の役割を果たしては、このサービス自体はやはり会員の皆様に支えられるサービスだと思っております。そういう意味でも、これを必要としている方々もまだまだいると思いますので、今後については周知の方法を工夫して、周知徹底していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

◎がん検診推進事業について

それから、二つ目に、がん検診推進事業について、少し質問をさせていただきたいと思っております。

予算が 3,772 万 3,000 円に対しまして、決算額が 1,863 万 3,000 円ということで記載されておりました。このがん検診推進事業の対象となるのが子宮頸がん、それから乳がん、大腸がんということで、延べ数でいきますと 2,688 人というふうに記載されておりましたが、この子宮頸がん、それから乳がん、大腸がんの各検診の対象人数というのでしょうか、それを項目ごとに示していただけませんか。

○（保健所）保健総務課長

まず、子宮頸がん検診でございますが、対象人数につきましては3,218人、続きまして乳がん検診でございますが4,424人、大腸がん検診につきましては男性3,988人、女性4,423人の合計8,411人となっております。

○酒井委員

それで、総人数に対しての延べ受診者が2,688人ということで、少し少ないという印象。これは今に始まったことではなくて、また、小樽市だけではなくて全国的な問題となっているわけでありますが、未受診の理由について何か把握されていることがあれば示していただきたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

小樽市が行いました平成22年度の地域診断事業におけるがん検診未受診の調査結果でございますが、未受診の理由の特徴としては、高齢者の方につきましては、心配なときはいつでも医療機関を受診できるから、自分の年齢ではがんにならないと思っているから、あとは胃の病気で定期的に治療又は経過を見ているからということについて特徴がございました。一方、若い世代につきましては、平日の遅い時間や土曜日、日曜日に受けられないから、個別に案内が来ないから、時間がなかったからなどという特徴がございました。

○酒井委員

さまざまな理由があるかと思います。中にはがんにならないと思っているからという部分で、保健所ではいろいろ講習会というか、健康教室的なものもやっていると思うのですが、厚生労働省のホームページの中に、受診しやすい環境づくりに配慮するよう努めることというふうに記載されておりましたけれども、小樽市の取組、平成24年度で結構ですが、どのような取組をされたか示していただけますでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

平成24年度の取組につきましては、やはり受診者を増加させるためにさまざまな健康系のイベント、そういったものを実施してございまして、そういった中で、受診対象者の方々自身ががん検診を受けるというような自覚を促すような、さまざまな啓発活動を行ってございます。

○酒井委員

ちなみに、がん検診無料クーポン券というのを送られているかと思います。このがん検診無料クーポン券はたしか小樽市内でしか使えなかったと思うのですが、これは間違いないでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

基本的に小樽市内の医療機関に委託してございますので、市内の医療機関、それと私ども、もう一つ、北海道対がん協会と委託を結んでございますので、札幌ではございますが、対がん協会につきましてはこのクーポン券は使えることになってございます。

○酒井委員

これも厚生労働省のホームページに記載されていたことなのですが、他の市町村での受診に対する配慮という部分も記載されておりました。そういう意味では、私のところに何名か相談に来られた方もいるのですが、札幌に仕事で行っているの、札幌でぜひ受けられるようにしてほしいという声も結構あるようです。札幌で受けられるようになれば受けたいという若い方々も多くおりますので、その辺も配慮していただきたいと思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

私どもには具体的にはそういったようなニーズのお問い合わせはございませんが、過去に妊婦健診で里帰り出産の方々がいらっしやいまして、例えば小樽でないところで健診を受けるということがありました。そういったことで、北海道では各市町村から要望がありまして、北海道が北海道医師会等と健診の委託契約を結ぶような形で、小樽市民が遠隔地で健診を受けられるというようなことが実現しましたので、今後そういったことも可能かどうかを

含めまして、北海道には機会を捉えてそういったものについて提案させていただきたいと考えてございます。

○酒井委員

このがん検診推進事業の第一の目的としては、市民の皆さんの健康を守る、そのために検診を受診してくださいという部分かと思います。そういう意味では、小樽市だけではなくて札幌市でも、まず受診、検診を受けていただくという環境をつくるのが大事だと思いますので、今、前向きに検討していただける、北海道にも機会があればというお話もありましたので、今後、前向きに検討していただいて、その結果、受診率が上がればいいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○山田委員

今回、初日の当委員会ではいろいろな成果品を見せていただきまして、きちんと整理されていると思います。このことを基にして、今後の政策の確実な実行をお願いいたします。

それでは、質問させていただきます。

◎橋りょう長寿命化修繕計画策定業務について

最初に、橋りょう長寿命化修繕計画策定業務について。

まず、このことについて、今回、平成24年度事務執行状況説明書では、24年度はこの橋梁工事というのは記載されていないだけなのか、やっていないのか、その点お聞かせ願ひたいと思います。

○（建設）建設事業課長

平成24年度につきましては、長寿命化修繕計画の策定のみ行っておりまして、橋梁についてのことはなかったです。

○山田委員

それでは、今回、この事務執行状況説明書の中では、学校の通学路の関係で真栄歩道橋の上部だけ橋梁工事、たぶんこれは舗装工事だけだと思います。そういったこともありますので、まずこの策定業務、今回、国からの指示もあったと思います。財政的に市に与える影響もあると思いますので、その経緯についてお聞かせ願ひたいと思います。

○（建設）建設事業課長

橋梁の長寿命化計画の策定に至った経緯ということで、お答えをさせていただきたいと思います。これにつきましては、全国的に高度成長期に建設されました多くの橋梁で老朽化が進んできたということでございまして、国土交通省でそういうのを捉えた上で、従来の損傷が大きくなってから行う事後的な修繕やかけ替えというところから、予防的な修繕及び計画的なかけ替えということで政策を転換したということの中で、橋梁の長寿命化や修繕・かけ替え費用の縮減を進めることとなったという背景がございまして、それによりまして、小樽市においても国からのこれらの方針や指導に基づきまして、維持管理費の低減と平準化を図るために、橋梁の長寿命化修繕計画の策定に至ったというのが経緯でございます。

ちなみに今年度ですが、平成25年度までに策定された修繕計画に基づいた事業につきましては、国庫補助の対象事業になるところでございます。

○山田委員

そういった市の財政の部分でも、メリットのある事業だということがよくわかりました。この事業については、本当に何十億ぐらいの単位の予算が必要だと思います。ある程度のそういう予算については、平準化も必要だと思います。そういった部分で私が思うには、単純計算で年1億円の計算でも、長い橋、短い橋、いろいろあると思います。一概に1年に何橋改良するということとは言えないと思いますが、その点、モデルケースや、もしシミュレーションしている部分があれば、その部分をお聞かせ願ひたいと思います。

○（建設）建設事業課長

策定業務に基づく部分の今後のかけ替えの計画というようなことだと思いますが、委員御存じのとおり、橋りよ  
う長寿命化修繕計画策定業務というのは平成24年度に1か年目を終わらして、25年度を含めた2か年で、市内の  
道路橋についての計画を策定することとなっておりますので、具体的な確定的な話はその業務が完了してからとい  
うこととなりますけれども、24年度に行った委託業務の中で、今もありましたが、シミュレーションといいますか、  
モデルケースというか、そういった中でいきますと、大体損傷度合いによって順位づけがなされるのですが、例え  
ば年間1億円程度の費用をかけられるとするのであれば、当面の10年間におきましては、二十五、六橋ほどの橋に  
ついて修繕が進めていけるであろうというような試算がなされております。

○山田委員

本当に本市には20年後、築50年以上たつ橋が95、24年後には113ということで私も押さえております。その点につ  
いてはまだまだ予算的には足りないと思いますが、今後ともこの策定業務が行政に生かされることをお願いして、  
この項目は終わります。

◎公園施設長寿命化計画策定調査等について

次に、公園施設長寿命化計画策定調査について。

この部分について、策定調査費766万5,000円が平成24年度決算に計上されています。国からの財政措置など関連  
することと思いますが、この計画を立てることになった経緯について最初に示してください。

○（建設）公園緑地課長

長寿命化計画を立てることになった経緯でございますが、先ほどの橋梁と同じように国からの指示でございまし  
て、今後、公園の遊具等を更新するに当たり、全体の調査を行って、それを計画的に改修するとすればどのくらい  
の費用がかかるのかというようなことを調査するよう指示を受けまして、作成することになったものでございます。

なお、この計画を立てないと、遊具の更新等において、平成26年度から国からの支援は得られなくなるというこ  
とになっております。

○山田委員

それでは、今回こういうような計画書が策定され、出されると思います。これを基にしてまだまだ整理する部分  
があると思います。この最終策定書、また、この部分の公表の時期など何か示せるものがあれば示していただきた  
いと思います。

○（建設）公園緑地課長

昨年、コンサルの調査を一定の範囲でやったのですが、その後、コンサルの調査というのは年度ごとに金額がか  
なり多い年、少ない年がありますので、こういったものの予算の平準化をするということと、一番私どもが気を使  
ったのが地域バランスといいましょうか、公園の場合、一定の地域ばかり一遍に直してほかを直さないというわけ  
にはいきませんので、例えば長橋・幸方面から向こう側に1か所、中心部で1か所、桜・新光方面で1か所とか、  
そういうことで毎年振り分けて、そういったことも気を使いながら修正しております。

それで、公表につきましては、年度ごとに金額が上がりますので、これについては実際予算の裏づけというのが  
必要になりますので、現在、総合計画との調整を行っておりますので、調整後、総合計画の公表にあわせて、たぶ  
ん第4回定例会以降に議会への報告ということになる予定でございます。

○山田委員

それでは、関連して、先ほど山口委員も聞いておりました旧国鉄手宮線整備事業費、この中から、今回、整備施  
設設計業務がされております。この設計業務のおおよその金額というのは押さえていますか。

○（建設）公園緑地課長

実施設計ですが、おおむね3年間ぐらいにわたってこれからやっていく中で、トータルで1億9,171万円という金

額、コンサルの設計では見積りはそういうふうになってございます。

○山田委員

内容的にその設計業務が出ておりますが、この中で施設Aと施設Bというのがあるのですが、この区分というのはどこから住所が分かれるか、区分されるのかなど、区分の意味を示していただけますか。

○（建設）公園緑地課長

施設A、Bというのは、現在ある公園施設の撤去を2通りに分類しているということで、施設Bはコンクリート製品の解体したもので、Aは枕木ですとか、そういう木材その他の撤去の種類、ごみというか、廃材になった後の種類で分類しております。

○山田委員

本当にこの事業についてはみんなが注目している部分でございます。この整備施設設計、ある程度、小樽は運河を代表するような部分もございませぬ。今回、こういうような手宮線の整備、これについても、私も関心を寄せているのですが、例えばこの中の施設整備で明かりの部分で何灯つけられるのか、また運河のようなガス灯なのか、それとも現在ある電柱式なのか、その点を示していただけますか。

○（建設）公園緑地課長

手宮線の整備の照明についてでございますが、これは旧国鉄手宮線活用計画等にも載っておりますし、また現在、既に整備されたところにもございませぬように、木柱の電信柱、それに裸電球の照明ということで計画しております。これは照明ということもあわせて、どちらかというともニュメント的なイメージも含めて設置する予定でして、今回、設計の中では52基考えてございます。

○山田委員

それではまた、関連して、今回事件があったなえぼ公園についてお聞きします。なえぼ公園森の自然館、管理費的には259万5,759円。まず、開館時間、利用状況を示してください。

○（建設）公園緑地課長

開館の日にちは4月11日から11月10日までということで、4月から10月までは9時から17時、11月からは9時から16時ということになってございます。利用人数ですが、昨年は1万2,382人という結果が出てございます。

○山田委員

先般、夜間、盗難車がなえぼ公園の駐車場で燃やされたという事件がありました。この事件の経緯について、押さえている部分があれば示してください。

○（建設）公園緑地課長

先般、なえぼ公園の駐車場で盗難車が燃やされるという事件がございました。この件につきましては、事件を聞いたときに、撤去費用が大変だと思ったのですが、すぐ現場に行ったら、警察で完全に仕切って中に入れないようにして、これから現場検証をします、終わった後は証拠品として警察で回収しますということでした。それで、結果的にはお金は全然かからなくて済んだのですが、その後、盗難事件ですので、特に解決したとかという話は聞いてございません。

○山田委員

近所の人にとっては本当に安全な公園だと思っていたものが、盗難車が乗り捨てられたならそれだけでいいのですが、燃やされたということで、火事にもなりかねませぬ。私的には対策が必要だと思っておりますが、その対策、例えば私はある程度管理されている時期、時間があるので、柵をつける、また柵ができないのであれば防犯カメラをつける、そういうようなことも考えられるのですが、その点についてお聞かせ願いたいと思っております。

○（建設）公園緑地課長

駐車場の中で燃やされたということで、犯人はよそで盗難したものを持ってきて、どこで燃やすかということで、

たまたま駐車場があいていたのでそこで燃やしたのだと思うのですが、燃やす場所が閉鎖されていたらどこで燃やしたのかということを考えれば、考えようによっては、広い場所で燃やしてもらってよかったのかなという考え方もあるのですが、いずれにしても、こういうことが頻繁にあれば対応しなければならないとは思っていますが、めったにない話ですし、公園自体、できるだけ皆さんに自由に使ってもらおうというのが基本ですので、今のところはすぐに何かするという予定はございません。

**○山田委員**

今後の対策については、今の課長のお話がありましたが、たびたびあれば対策をとるということで、今回、私もめったにはない、あるとは思っておりませんが、その点について、今後とも研究をよろしく願いいたします。

それでは、質問を変えます。

**◎下水道長寿命化計画について**

上下水道ビジョンからお聞かせ願いたいと思います。

今回、その中の下水道長寿命化計画、これを見させていただきましたが、まずこの事業の着手年度、また認可変更は何回されているのか、最初にお聞かせ願いたいと思います。

**○（水道）管路維持課長**

今の公共下水道事業認可ですが、昭和30年9月に事業着手となっております。それから現在に至るまで、24回の事業認可変更を行っております。

**○山田委員**

24回ということで認可変更されています。それはどういう理由で認可変更されているのでしょうか。

**○（水道）管路維持課長**

変更の中身につきましては、近年でありますと事業を行う前に、新規事業であれば区域の拡大をします。最近であれば三つ、事業変更といいますか、事業の位置づけで変更しております。

**○山田委員**

地域で埋設した年度がある程度違う部分で認可変更され、いろいろな地区でされているということがよくわかります。現在、総延長、この部分で汚水管、雨水管、総延長はどれぐらいあるのかお聞かせ願いたいと思います。

**○（水道）管路維持課長**

平成24年度末の総延長ですが、汚水管は579.3キロメートル、雨水管が46.6キロメートルとなっております。

**○山田委員**

今回、この中央処理区でこういう処理が計画されていることだと思います。市内一円に古い管、旧管があると思いますが、この管の場所とかその範囲、それと下水道事業の手引による管の種類、こういった口径の管かというのもわかればお聞かせ願いたいと思います。

**○（水道）管路維持課長**

管路につきましては、標準耐用年数50年を経過した管路と、国道・道道など重要な道路の下を横断している管路を対象として、事業開始の早かった中央処理区の管路を長寿命化の対象として調査しております。管種につきましては、ヒューム管等が多くなっております。

**○山田委員**

下水道事業の手引によると、基準、口径、例えば300ミリメートルだとか、汚水排水計毎日何リットルだとか、そういった手引の基本となる部分はのでしょうか。

**○（水道）管路維持課長**

長寿命化の基準としましては、口径は小樽では今おおよそ200ミリメートル以上を選定しておりますが、何ミリメートルとかという基準はございませんが、布設50年を経過した管を今対象としております。

○山田委員

わかりました。それでは、この調査の経過と対策、この部分についてお聞かせ願いたいと思います。

○（水道）管路維持課長

今言いました50年を経過した管路、そして国道・道道の横断管路で約13.5キロメートルを対象として、管の中にカメラを入れて劣化状況を確認するカメラ調査、それと診断をしまして、約5.7キロメートルを緊急度1又は2と判定しまして、北海道と北海道開発局と協議いたしました。そのうち約5.5キロメートルについて長寿命化対策の対象として、北海道、また国から同意書をいただきまして、平成25年度から27年度の3か年で計画的に改築を行って、現在も行っております。

○山田委員

それでは、この項最後に、この計画を策定して施策がされていると思います。この財政効果といいますか、策定した計画に基づいて効果的にやったおかげで経済効果みたいなものが幾らになるのか。また、この修理の履歴について今後どう利用されるかを聞いて、この項目は終わります。

○（水道）管路維持課長

財政効果についてでございますが、今の管を開削で掘って新しく入れる更新を行った場合に対してと、既存のヒューム管とか、それを生かしたままで、内面にらせん状に塩ビの板を張っていく管更生と比較を行った場合、管更生のほうが約830万円ほど安価と算出しております。

あとまた、修繕履歴等につきましては、今、下水道の管路情報システムに反映させるためにデータベース化しまして、今後の維持・管理上にも活用していきたいと考えております。

○山田委員

今後、本当にこういう計画を立てられて、経済効果がいろいろとある部分が皆様方されております。今後ともますますこういうようなことをされて、市に貢献されるよう強く望みますので、今後ともひとつよろしく願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。